

第1編 計画の策定にあたって

第1章 計画の目的

1 背景

本市では、平成11年3月に、計画期間を平成11年度から平成18年度とする「平塚市障害者福祉計画」を、平成19年3月に、計画期間を平成19年度から平成26年度とする「平塚市障がい者福祉計画（第2期）」を策定し、福祉、保健、医療、教育、権利擁護、就労、まちづくり、防災など多岐にわたる障がい者施策を体系化し、総合的・横断的な取り組みを推進してきました。

一方、国においては、平成18年4月に「障害者自立支援法」が施行され、障がい種別を超えてのサービス利用や地域生活と就労の推進といった、新たな枠組みでの福祉制度を進めてきましたが、以降も障がい者の権利や尊厳の保護等に向けてさまざまな法律が制定、改正されていきました。障害者自立支援法は、平成25年4月に施行された「障害者総合支援法」となり、障がい者の範囲に難病患者等が追加され、重度訪問介護の対象拡大、ケアホームのグループホームへの一元化などが行われました。また、その他では、平成23年から25年までの間に、障害者基本法と「障害者雇用促進法」が改正、「障害者虐待防止法」、「障害者優先調達推進法」、「障害者差別解消法」が制定となり、障がい者の権利や尊厳の保護等が一層図られることとなりました。

その間の国際社会に目を向けると、平成18年12月に国連において、障害者の権利に関する条約（「障害者権利条約」）が採択され、障害に基づくあらゆる差別（合理的配慮の否定を含む。）の禁止、障害者の自立した生活と地域社会への包容等がうたわれました。条約は平成20年5月に発効しましたが、我が国においては、前述した国内の法整備を進めた上で、平成26年1月20日に批准しました。

このような状況を踏まえた中で、国では、平成25年9月に「障害者基本計画（第3次）」が平成25年度から平成29年度までの5年間の計画として策定され、障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会に向けた施策の展開が図られています。

また、神奈川県においては、平成26年3月に「かながわ障害者計画」が平成26年度から平成30年度までの5年間の計画として策定され、障害の有無にかかわらず、住み慣れた地域で安心して暮らすことができる「ともに生きる社会かながわ」の実現を目指すこととされています。

2 計画策定の趣旨

このように、障がい者をめぐる環境が大きく変化する中、障がい者が自らの意思により地域で自立した生活を送れる社会をつくるために、市町村が担う役割はこれまでも増して重要なものとなってきています。

今回策定した「平塚市障がい者福祉計画（第3期）」では、前述のように障がい者福祉制度や社会情勢、法の改正や新規制定などの変化に対応するため、国や神奈川県障害者計画と同じ5年間の計画としました。

3 計画の位置付けと期間

(1) 計画の位置付け

この計画は、障害者基本法第11条第3項に規定する「市町村障害者計画」と、障害者総合支援法第88条第1項に規定する「市町村障害福祉計画」に相当するものです。

「市町村障害者計画」は、国の障害者基本計画や県のかねがわ障害者計画を基本としてその理念を踏まえ、本市における障がい者福祉に関する基本的な施策の方向性を定めるもので、本市の総合計画を上位計画とした個別計画です。「第2編 障がい者福祉施策の推進」を中心として内容が盛り込まれています。

「市町村障害福祉計画」は、自立支援給付・地域生活支援事業の円滑な実施を確保するために国が定める基本指針（障害者総合支援法第87条第1項に規定）に即し、障害福祉サービスの種類ごとに必要となる見込量や、見込量の確保策などを定めるもので、都道府県と市町村が策定するものです。「第3編 障害福祉サービスに関する計画」を中心として内容が盛り込まれています。

(2) 計画期間

計画期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間としますが、市町村障害福祉計画に相当する部分（第3編）は、国が定める基本指針において計画期間を3年間としていることから、平成27年度から平成29年度までの3年間とします。

4 障がい者の範囲

この計画における障がい者の範囲は、障害者基本法第2条で規定されている身体障害、知的障害、精神障害その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものを総称することとします。

また、発達障害者支援法第2条に規定される自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（AD/HD）などの他、高次脳機能障がい及び難病により日常生活や社会生活に相当な制限を受ける方についても対象としますが、法令などにより、一部の事業では対象となっていません。

なお、この計画においては、児童を対象とした制度、施策事業、サービスについては「障がい児」と表記することとしましたが、その他のものについては年齢の区別なく「障がい者」と表記することとしました。

「障がい」の表記について

「障害」は、戦前までは「障碍」と表記していました。「碍」の本来の意味は「何かしたくてもできない状態」ですが、当用漢字に入らなかったため、同じ発音の「害」に置き換えられたといわれています。

しかし、一般的に「害」の字には「悪くすること」、「わざわざい」などの否定的な意味があり、障がい者福祉団体から改善要望があることなどを踏まえ、この計画においては、可能な限り「障がい」の表記を使用することとしました。

ただし、法令上の規定や制度などは、漢字による表記としました。

なお、このような取り組みは、全国的に広がっています。

第2章 基本理念と基本目標

1 基本理念

平塚市では、障がいの有無にかかわらず、すべての方が地域を構成する一員として、安心して暮らし、いきいきと生活し、自らの意思と選択により自分らしい生活を主体的に送ることができる共生社会の実現をめざしています。

そのためには、障がい者やその家族、支援者のみならず、すべての人や組織が共通の考え方として、誰もが平等に基本的人権を享有することを認識することが重要です。

「すべての障がい者は、人間としての尊厳が尊重される生まれながらの権利を有し

ており、社会を構成する一員として経済、文化、その他社会のあらゆる分野の活動に参加する機会が保障されなければならない」との理念を踏まえ、地域に住む人々がお互いに支え合いながら、そしてお互いを尊重しあいながら生活していくことが大切です。

このような考え方を踏まえ、本計画の基本理念を次のように定めます。

障がいのある人もない人も、
ともにいきいきと生活するまちづくり

2 基本目標

『障がいのある人もない人も、ともにいきいきと生活するまちづくり』という基本理念を実現していくために、次の三つの基本目標のもとに障がい者福祉施策を展開していきます。

基本目標1 障がい理解の啓発と自立・社会参加の促進

障がい者が地域社会の一員として生活するには、すべての人が、障がいがあることによる「生きにくさ」や「暮らしにくさ」を理解することが大切です。

等しく生きる社会の実現のため、「障がいのある人もない人も、ともにいきいきと生活するまちづくり」という基本理念の普及・啓発に重点を置いた施策に取り組みます。

また、障がい者がその適性に応じて能力を発揮できるような就労や自立に向けた支援を行うとともに、スポーツやレクリエーション活動などを通じ、積極的な社会活動への参加を促進します。

基本目標2 地域生活支援の充実

障がい者が地域社会で自立した生活を送るためには、居宅支援サービスやグループホームなどの支援環境の充実とあわせ、効果的な経済的支援を行うことで、障がい者の地域生活を支援します。また、きめ細やかな情報提供、気軽に相談できる窓口の設置などにより、障がい特性を踏まえて個々にあわせた支援体制を充実します。

基本目標3 暮らしやすい生活環境の拡充

障がい者が積極的に社会参加をし、安心して生活できるようにするためには、誰にとっても使いやすく快適な「ユニバーサルデザイン」の考え方によるまちづくりが必要となります。そのためには、施設や道路などハード面の整備だけでなく、誰に対しても思いやりの心を持って行動するソフト面での啓発も重要です。社会全体で障がい特性に配慮し、社会的障壁を取り除いていくことができるようにするため、ハード・ソフト両面における事業の推進に努めます。

また、緊急時や災害時における障がい特性に応じた安全確保などの対策にも取り組みます。

第3章 障がい者の現状と将来の動向 [構成] (P6~P17)

1 人口の推移と予測

本市の人口は、戦後から一貫増加してきましたが、平成10年ごろからは増減を繰り返すようになりました。そして、平成23年を境に減少傾向に転じています。

「平塚市将来人口推計」では、今後も人口は減少していくものと推計されており、人口減少への転換期に入ったことがうかがえます。

本計画の最終翌年度である32年度は、現在と比べて700人程度の減少になると推計されていますが、現在の人口減少のペースは推計値を上回っている状況です。

(単位：人)

区分	年少人口		生産年齢人口		高齢者人口		不明	計
		構成比		構成比		構成比		
S40年	32,470	24.1%	95,695	70.9%	6,766	5.0%	0	134,931
S45年	39,562	24.2%	115,588	70.6%	8,521	5.2%	0	163,671
S50年	50,582	25.9%	134,010	68.5%	11,026	5.6%	17	195,635
S55年	54,674	25.5%	145,134	67.7%	14,414	6.7%	71	214,293
S60年	52,092	22.6%	160,067	69.6%	17,829	7.8%	2	229,990
H2年	45,445	18.5%	178,114	72.4%	22,313	9.1%	78	245,950
H7年	40,404	15.9%	185,223	73.0%	28,171	11.1%	24	253,822
H12年	37,603	14.6%	182,706	72.0%	34,010	13.4%	24	253,803
H17年	35,598	13.8%	178,622	69.4%	43,025	16.7%	60	257,251
H22年	34,772	13.4%	169,891	65.3%	55,373	21.3%	49	260,085
H26年	33,027	12.8%	162,667	63.1%	62,292	24.1%	90	258,076
H32年 (推計)	29,673	11.5%	155,364	63.1%	72,300	28.1%	0	257,337

資料：平成26年までの人口は、平塚市行政総務課調べ

平成32年(推計)は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)」

2 障がい者数

(1) 障がい者総数

◇ 全国・平塚市の障がい者人口

[グラフ挿入]

(2) 身体障がい者

◇ 平塚市の身体障がい者人口の推移(障がいの種類別)

[グラフ挿入]

- ◇ 平塚市の身体障がい者数（平成 21 年度末・年齢別）
〔グラフ挿入〕
- ◇ 身体障がい者人口の推移（障がいの程度別）
〔グラフ挿入〕
- (3) 知的障がい者
- ◇ 平塚市の知的障がい者人口の推移
〔グラフ挿入〕
- ◇ 平塚市の知的障がい者数（平成 21 年度末・年齢別）
〔グラフ挿入〕
- (4) 精神障がい者
- ◇ 平塚市の精神障害者保健福祉手帳取得者の推移
〔グラフ挿入〕
- ◇ 自立支援医療（精神通院）利用者の推移
〔グラフ挿入〕

3 生活状況

- ◇ 障がい者の生活の現況
〔グラフ挿入〕

4 就学状況

- (1) 特別支援学校
 - ◇ 特別支援学校在学者数
〔グラフ挿入〕
- (2) 幼稚園・保育所
 - ◇ 幼稚園・保育所における障がい児数
〔グラフ挿入〕
- (3) 障がい児学級・通級指導教室
 - ◇ 障がい児学級の状況
〔グラフ挿入〕
 - ◇ 通級指導教室の状況
〔グラフ挿入〕

5 雇用・就労状況

- (1) 職業紹介・障がい者雇用率
 - ◇ 障がい者の職業紹介状況
〔グラフ挿入〕
 - ◇ 神奈川県内の民間企業における雇用率の推移（各年度 6 月 1 日現在）
〔グラフ挿入〕
- (2) 特別支援学校卒業者の進路

- ◇特別支援学校卒業者の進路
〔グラフ挿入〕

6 経済的支援

(1) 各種手当

- ◇平塚市心身障害者福祉手当の支給状況
〔グラフ挿入〕

- ◇各種手当の支給状況（平成21年度）
〔グラフ挿入〕

(2) 重度障害者医療費助成

- ◇重度障害者医療費助成の状況
〔グラフ挿入〕

第2編 障がい者福祉施策の推進

第1章 施策体系と事業展開

1 施策体系

(別ファイルにて掲示)

2 事業展開

基本目標1 障がい理解の啓発と自立・社会参加の促進

1 心のバリアフリーと権利擁護の推進

障がいのある人もない人も、ともにいきいきと生活するためには、個人の尊厳を重んじ、人間として生まれながらに持っている基本的人権が尊重される社会でなければなりません。

平成25年度に本市が行ったアンケート調査（健常者向け）によると、障がいに関する用語のうち「バリアフリー」についての認知度が高かったのに比べ、関連する「ノーマライゼーション」の認知度はだいぶ低い（20～39歳を除く）状況にあります。また、「障害者週間」などの用語の認知度もまだ十分とは言えません。

市民一人一人が障がいに対する理解を深め、誤解や偏見に基づく「心のバリア」を取り払うことで、社会的障壁の除去にもつながっていくことから、市民協働による支援が推進されるよう努めます。

(1) 相互理解・啓発活動の推進

イベントの実施、広報、教育などの方法により、障がいがあることによる「生きにくさ」や「暮らしにくさ」を理解するための啓発活動を推進します。また、ボランティア活動などを通じて障がい者への理解と認識を深めることにより、地域の住民が近隣のふれあいの中で障がい者を支えていく地域づくりを目指します。

1 障害者週間における啓発活動（障がい福祉課）

障がい者に対する理解と認識を深めるため、毎年12月3日から12月9日までの障害者週間に、平塚駅周辺でのキャンペーンなど関連するイベントの実施や、市広報媒体の活用などによる重点的な啓発活動を行います。

現 状 (平成25年度)	障害者の日キャンペーン 市庁舎での障がい福祉事業所製品展示即売会・写真展 やまびこ会（自閉症児・者親の会）作品展示会 FM湘南ナパサ「健康福祉ふれあい広場」での障害者週間案内
目 標 (平成31年度)	障害者週間を周知啓発する活動を推進します。

2 自立更生した障がい者・更生援護功労者に対する表彰及び啓発（障がい福祉課）

障がい者の自立更生意欲を高めるとともに、障がい者への理解を推進するため、「社会福祉を考えるつどい」において、自立更生した障がい者や更生援護功労者に対する表彰などを行います。

現 状 (平成25年度)	「社会福祉を考えるつどい」年1回開催 表彰者数：団体1団体・個人37人
目 標 (平成31年度)	障がい者の自立更生意欲を高め、障がい者理解の推進などに努めるとともに、推薦依頼を行う団体の拡大に努めます。

3 地域福祉活動意識の啓発（福祉総務課）

障がい者や高齢者などを地域で支え合う意識を向上させるため、地域福祉活動に関する啓発活動を行います。

現 状 (平成25年度)	福祉村未設置地区（2地区）に対して、福祉村の概要説明と設置に向けた検討を実施 町内福祉村展示会を開催し、地域福祉の必要性や庁内福祉村事業を周知
目 標 (平成31年度)	【目標内容改定】 市民一人ひとりの地域福祉活動への参加により、平塚市の地域福祉をより充実したものとするため、地域福祉活動の必要性や意義を伝え、参加意欲を高めるための啓発活動を行います。

4 地域福祉推進事業（福祉総務課）

地域福祉を推進するために、市民と行政との協働により、地域でお互いに支え合う仕組みとしての町内福祉村の新設、既存福祉村への支援など、環境整備を推進します。

現 状 (平成25年度)	町内福祉村の新設：2地区（横内・なでしこ） 既設福祉村への委託事業：13地区（松原、花水、港、金田、岡崎、松が丘、城島、大神、八幡、旭南、富士見、旭北、吉沢）
目 標 (平成31年度)	町内福祉村開設数：19 か所 既存町内福祉村に対し、事業委託により活動支援を行います。

5 ふれあい教育の推進（教育指導課）

障がい者など様々な人とのふれあい活動や、豊かな自然環境の中での体験学習を通じて、心身ともに健全な幼児・児童・生徒の育成を目指します。

現 状 (平成25年度)	全公立幼稚園・小中学校で事業を実施 (障がい者とのふれあいなど)
目 標 (平成31年度)	全公立幼稚園・小中学校で事業を実施します。

6 「障がい」表記の普及（障がい福祉課）

「障害」の「害」の字には、「悪くすること」、「わざわざ」などの意味が含まれるため、法令の規定などを除いてひらがな表記を推進し、意識啓発を推進します。

現 状 (平成25年度)	障がい福祉課作成文書の「障がい」表記100% 他課所管の計画等の表記について、表記を推進
目 標 (平成31年度)	法令に基づくもの等を除き、「障がい」の表記を全庁的に推進します。

7 「はざまの障がい」啓発事業（障がい福祉課）

自閉症スペクトラム、アスペルガー症候群や注意欠陥・多動性障がい(AD/HD、学習障がい(LD)などの発達障がい、高次脳機能障がいなど、近年認識されるようになった障がいに関する市民向けの情報提供や啓発を、当事者団体などとの協働により推進します。

現 状 (平成25年度)	当事者団体などが発行する広報紙の提供による周知啓発を実施
-----------------	------------------------------

目 標 (平成31年度)	障がい者団体などとの協働による啓発活動を推進します。
-----------------	----------------------------

8 手話講座の開催 (障がい福祉課) **【事業内容改定】**

意思疎通支援を行う者を養成するため手話講座を開催し、手話の普及や聴覚障がいに対する理解を推進します。

現 状 (平成25年度)	全 40 回開催 上級コース 1 ・ 上級コース 2
目 標 (平成31年度)	手話通訳者を養成するための手話講座を開催します。

9 ボランティアとの協働による事業実施 (障がい福祉課)

障がい者福祉に関するボランティアとの協働により、各種事業を実施します。

現 状 (平成25年度)	ボランティアとの協働 参加したボランティア：67 人 (ふれあいキャンプ：13 人、心身障がい児者レクリエーション大会：54 人)
目 標 (平成31年度)	参画するボランティア数：70 人

(2) 権利擁護の推進

人として固有の基本的な人権や財産権など様々な権利が保障されるための啓発活動とあわせ、障がい者を含む判断能力が不十分な方の権利擁護については、(社福)社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業や、成年後見制度などを組み合わせ、充実を図ります。

また、介護者などによる介護放棄や権利侵害が明らかな場合については、行政措置制度の活用なども含め、迅速に対応するほか、障がい児の権利擁護についても、未成年後見制度の活用も含め、児童相談所などと連携を図りつつ推進します。

10 人権擁護意識の普及・啓発 (人権・男女共同参画課)

障がい者を含むすべての個人の尊厳が守られる社会を目指し、人権相談会の開催や人権意識の普及・啓発に努めます。

現 状 (平成25年度)	特設人権相談2回 人権相談22回 人権講演会1回 (平成25年11月14日実施 テーマ「福祉と人権～障がい分野の動向から考える～」) 人権キャンペーン2回 (商業まつりでの「人権キャンペーン」、人権週間の「人権街頭キャンペーン」)
目 標 (平成31年度)	人権意識の普及・啓発を推進するため、特設相談会を年1回以上、人権相談を月2回以上、人権講演会を年1回以上、人権キャンペーンを年2回以上実施します。

11 成年後見制度利用支援事業 (福祉総務課)

知的障がい者や精神障がい者、認知症高齢者など、判断能力が不十分な方の権利を擁護するため、成年後見制度の利用を支援します。

現 状 (平成25年度)	市長申し立て：11件 (高齢福祉課5件、障がい福祉課6件) コーディネーター検討会 (市長申立て案件の検討)：17回実施 報酬助成：5件 (高齢福祉課5件、障がい福祉課0件)
目 標 (平成31年度)	成年後見制度に関し、社会福祉協議会、相談支援事業所、地域包括支援センター、行政機関等と、制度の周知及び支援を行います。

12 障害者虐待防止対策事業 (障がい福祉課) 【新規】

障害者の養護者に対する支援等に関する法律 (障害者虐待防止法) に基づき、障がい福祉課内に設置した障害者虐待防止センターにおいて、虐待を受けた障がい者の保護及び養護者に対する支援等を行い、障がい者の人権や各種権利の保護を図ります。

現 状 (平成25年度)	相談・通報件数42件 (うち虐待認定4件、継続案件5件)
目 標 (平成31年度)	障がい者虐待の通報又は届出に対して、すみやかに事実関係を調査するとともに、障がい者の尊厳が守られるよう適切に対応します。

13 障がい者への差別解消と合理的配慮 (障がい福祉課) 【新規】

障害を理由とした差別の解消の推進に関する法律 (障害者差別解消法) が平成28年4月から施行するのに向け、「不当な差別的取扱い」の禁止と「合理的配慮」の実施について、

理解を深めるための取り組みを行います。

目 標 (平成31年度)	庁内における合理的配慮が適切に行われるよう、理解促進を図るための取り組みを行うとともに、企業等への周知啓発を行います。
-----------------	---

2 多様な働き方と就労支援

障がいの有無にかかわらず、自らの能力に応じて働くことは、経済的な安定を図るだけでなく、社会参加、自己実現の面からも非常に重要です。

平成 25 年度に本市が行ったアンケート調査では、障がいのある方の年齢構成が高齢化していることを反映してか、就労を希望しない方がほぼ半数程度を占めています。しかし、平成 25 年度の県内ハローワークにおける新規求職申込件数を見ると、特に精神障がい者のそれは平成 19 年度に比べて約 2.8 倍と急増しており、身体障がい者、知的障がい者を含めて障がい者全体の一般就労への意欲は高まっている状況がうかがえます。

このため、障がい者が、個々の特性や希望にあわせて、福祉的就労を含めた多様な就労を目指すことができるよう、支援を推進します。

(3) 雇用・就労の促進

障がい者の就労を促進するためには、障がい者に対する就労支援だけでなく、障がい特性への理解を深め、企業などが積極的に受け入れることが重要です。

このため、就労相談や特別支援学校との連携を強化するとともに、企業などへの啓発、情報提供を行います。

また、継続的就労を支援する事業により、障がい者の雇用と継続的就労を積極的に推進します。

14 就労相談の促進 (障がい福祉課)

障がい者の就労の拡大や職場適応能力の向上を図るため、就労に関する相談、訓練、職場開拓などを行うひらつか就労援助センターへの支援を推進します。

現 状 (平成25年度)	就労相談者数：1,124 人 一般就労に結びついた障がい者：58 人
目 標 (平成31年度)	毎年度 10 人以上の障がい者を一般就労へ結びつけることができるよう、ひらつか就労援助センターへの助成を継続します。

15 障がい者福祉ショップ事業 (障がい福祉課) **【新規】**

障がい者の自立並びに就労支援及び社会参加の促進を図るために、障がい福祉施策の一環として平塚市庁舎本館内で福祉ショップ事業を実施します。

目 標 (平成31年度)	平塚市庁舎本館内で実施する福祉ショップにおいて、障がい者の就労訓練の場を提供し、社会参加を進めるとともに、地域社会の一員として働く姿を示すことにより、市民の障がい特性に対する理解と認識を深めます。
-----------------	--

16 障害者就労施設等からの物品購入等の推進 (障がい福祉課) **【新規】**

「障害福祉サービス事業所等への発注促進に向けた業種別一覧」に記載されている障がい者就労施設等から、受注可能な業務において、物品の購入や役務の提供で発注可能なものがあれば積極的な発注を推進します。

現 状 (平成25年度)	庁内各課及び外郭団体への周知 物品：10件、826,105円 役務：23件、6,705,536円
目 標 (平成31年度)	「平塚市障がい者優先調達推進方針」に基づき、庁内の受注可能な業務において、障害福祉サービス事業所等への積極的な発注を促進します。

17 障がい者就労支援強化事業〔地域生活支援事業〕 (障がい福祉課)

障害者福祉施設などへ入通所する障がい者の就職を支援するため、障がい者や施設へ一時給付金を支給するなど、障がい者の雇用と継続的な就労を支援します。

現 状 (平成25年度)	支給件数：21件
目 標 (平成31年度)	支給件数：25件

18 障がい者雇用促進に関する啓発活動 (障がい福祉課)

障がい者の就労意欲を高め、障がい者雇用が推進されるよう、講演会などによる啓発活動を実施します。

現 状 (平成25年度)	障がい者就労支援研修会の開催：年3回
-----------------	--------------------

目 標 (平成31年度)	障がい者就労に係る啓発講演会を毎年度開催します。
-----------------	--------------------------

19 特別支援学校との連絡会議 (障がい福祉課) 【事業内容改定】

特別支援学校を卒業する生徒の進路について、特別支援学校・相談支援事業所との関係機関による連絡会議を開催し、就労に向けた取組みを推進します。

現 状 (平成25年度)	年3回開催
目 標 (平成31年度)	年3回開催

20 勤労情報の提供 (産業振興課)

障がい者雇用促進に向け、障がい者の雇用促進を含めた労働問題の啓発や、障がい者を含めた勤労者への助成制度の活用普及を図るため、労働情報誌などによりPRを進めます。

現 状 (平成25年度)	年1回「勤労ひらつか」で、障がい者雇用率達成のための啓発を実施 障がい者雇用に関するセミナーの開催チラシ等を「勤労ひらつか」に同封するなどの周知活動に協力
目 標 (平成31年度)	障がい者の雇用について、特例子会社の就業に関する情報などを広く収集・整理し、情報提供を推進します。

21 市職員の障がい者採用の推進 (職員課)

市職員について、障がい者の採用を推進します。

現 状 (平成25年度)	雇用率：2.07%
目 標 (平成31年度)	「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく法定雇用率(2.3%)の達成に向け、計画的に採用試験を実施することで2.5%を達成するとともに、庁内業務についての、障がい種別などとの適性を検討します。

22 ワークステーションによる障がい者の就労支援 (行政総務課) 【新規】

市役所内に設置したワークステーションにおいて、障がい者もともにいきいきと働くことのできる場を提供します。障がい特性への理解を推進しつつ、庁内や関係機関と連携しながら一般就労へのステップアップを図ります。

目 標 (平成31年度)	市役所内に設置したワークステーションにおいて、障がい者が働く場を提供するとともに、一般就労を支援します。
-----------------	--

3 発達に支援が必要な子どもへの多面的な支援

発達に何らかの支援が必要な子どもに対し、可能な限り早期から適切な療育支援を行うことは、子どもが自立を目指す上で極めて重要です。

今日では、核家族化の進行などにより、障がいのある子どもの余暇活動の場や保護者の介護負担軽減への対応が求められています。

このため、発達に支援が必要な子どもに対する適切な療育支援を強化するとともに、障がいのある子どもたちの放課後や学校休業中の余暇活動、社会適応支援を推進します。

また、障がいのある子どもが、身近な幼稚園、保育所、地域の小中学校においても適切な支援が受けられるよう、人材の育成などを進めます。

(4) 療育が必要な子どもへの対応

療育を必要とする子どもとその保護者に対し、可能な限り早期から適切な支援を行うことができるよう、支援体制の強化を図るとともに、療育対応をすることのできる人材の育成に努めます。

23 こども発達支援室の療育相談 (こども家庭課) 【事業内容改定】

子どもの発達の不安に対応するため、電話や面接により相談を行います。

現 状 (平成25年度)	臨床心理士、言語聴覚士、作業療法士、理学療法士、小児精神科医による相談 一般相談
目 標 (平成31年度)	相談体制を維持し、適切な療育相談を行います。

24 地域療育システム事業による連携の推進・強化（こども家庭課）【事業内容改定】

障がい児、発達に偏りのある子どもの発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるよう、医療・保健・教育・地域・福祉などの連携を図ります。

現 状 (平成25年度)	こども発達支援室による各機関との連携 保育園、幼稚園等巡回訪問による連携 未就学から就学への移行期における教育機関との連携 療育機関への療育支援 幼稚園、保育所職員等の実習受け入れ 障がい児の機能訓練に関する関係機関連絡会の実施 障がい児との関係機関会議等実施
目 標 (平成31年度)	関係機関との連携を継続・強化します。

25 ペアレントトレーニング（こども家庭課）【新規】

発達に課題を持つ子どもの養育は難しく、親が子育てに自信を失うこともあることから、ペアレントトレーニングの効果が見込まれる希望者に対して、10回コースの講座を実施します。また、より多くの保護者へのダイジェスト講座、幼稚園・保育所、学校などの指導者向け講座であるティーチャーズトレーニングも実施していきます。

現 状 (平成25年度)	半年（月1～2回）、10人程度 事後（発達系障がい、肢体不自由系障がい） コーディネート（サロン等における）
目 標 (平成31年度)	より多くの保護者が受講できるよう、講座の実施方法を工夫します。また、講座修了者に対して、同じ立場から共感的に悩みなどを聞くことができる「ペアレントメンター」として活動してもらえよう、その育成に取り組みます。

(5) 特別支援教育の充実

障がいがあることにより、通常の学級における指導だけではその能力を十分に伸ばすことが困難な子どもたち一人一人の特徴に応じ、特別支援学校や、小学校・中学校の特別支援学級、あるいは通級の指導において適切な教育が行われるよう、学習支援を推進します。

26 特別支援学級・教育活動特別扶助事業（教育総務課）

平塚市立小学校及び中学校に在籍する学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童生徒及び特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するために、就学に必要な経費を補助します。

現 状 (平成25年度)	学校給食費 138 人、学用品・通学用品購入費 147 人、校外活動費（日帰り）補助 140 人、校外活動費（宿泊）補助 86 人、修学旅行費補助 17 名、交流及び共同学習交通費 16 人、通学費（交通費）16 人、通学通級費補助 141 人
目 標 (平成31年度)	平塚市立小学校及び中学校に在籍する学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童生徒及び特別支援学級に在籍する児童生徒に対して、就学に必要な援助を行います。

27 心身障害幼児の幼稚園への就園奨励（教育総務課）

心身障害幼児を幼稚園へ受け入れます。また、心身障害幼児を受け入れている私立幼稚園に対し補助します。

現 状 (平成25年度)	心身障害幼児の就園 市立：5園17人 私立：9園34人（補助単価：年132,000円）
目 標 (平成31年度)	心身障害幼児の幼稚園への就園を推進します。

28 介助員派遣事業の充実（子ども教育相談センター）

障がいのある子どもの学習や日常生活を支援するため、介助員派遣事業の充実を図ります。

現 状 (平成25年度)	介助員配置：幼稚園13人、小学校47人、中学校15人
目 標 (平成31年度)	介助員配置：78人（幼稚園、小中学校）

29 相談支援チームによる小中学校の支援（子ども教育相談センター）

教育・福祉など様々な分野から選出された相談支援チームが、小中学校における校内体制を支援し、特別な支援を必要とする子どもへの教育的対応について実践的な支援を推進します。

現 状 (平成25年度)	相談支援チームの派遣回数：42回 相談支援チームが対応した児童生徒数：75人
目 標 (平成31年度)	相談支援チームによる派遣回数：43回

30 ニーズに応じた指導の充実 (子ども教育相談センター)

特別支援学級や通級指導教室（ことばの教室・まなびの教室）等により、障がいのある子ども一人一人の特性に応じた多様な形態による指導の充実を図るとともに、通常の学級における障がい児の理解の促進を図り、障がいのある子ども障がいのない子ども、共に学び共に育つ教育を推進します。

現 状 (平成25年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学級訪問研究会：7回 ・特別支援教育研修会：4回 ・通級指導教室訪問研究会：5回 ・理学療法士の派遣：延べ22回
目 標 (平成31年度)	特別支援学級訪問研究会（知的障害学級、自閉症・情緒障害学級、肢体不自由学級）：4回 通級指導教室訪問研究会（ことばの教室・まなびの教室）：5回 特別支援教育研修会：8回

(6) 保育・放課後環境の整備

何らかの発達支援が必要な子どもが、身近な幼稚園・保育所において適切な支援が受けられるよう、人材の育成などを進めます。

また、障がいのある子どもの余暇活動の充実や、保護者の介護負担を軽減する事業の推進に努めます。

31 障がい児保育 (保育課)

集団保育が可能で、保護者の就労などの要件により保育に欠ける中程度の障がい児を受け入れます。

現 状 (平成25年度)	障がい児の保育：公立10園 26人 私立14園 24人 (人事異動により保育士4人をこども家庭課発達支援担当に配置)
目 標	障がい児保育を推進するとともに、障がい児へ対応することのでき

(平成31年度)	る人材を養成するため、1年間の人事交流による人材育成を行います。
----------	----------------------------------

32 体験・交流保育事業 (こども家庭課)

乳幼児健診や育児相談、療育相談などでフォローが必要とされる児童や、児童福祉施設などに通う障がい児を保育所に受け入れることにより、児童の健やかな成長を図るとともに、保護者への育児支援を行います。

現 状 (平成25年度)	体験保育：1人 交流保育：1人
目 標 (平成31年度)	関係機関との連携を深め、児童一人一人の特性にあった保育の実施に努めます。

33 ファミリーサポートセンターの充実 (保育課)

地域全体で、障がい児を含むすべての子どもの子育てや、子どもの育ちを支援する仕組み作りを推進するため、ファミリーサポートセンターを充実します。

現 状 (平成25年度)	依頼会員：1,019人（うち障がい児37世帯） 支援会員：324人 （会員のうち、依頼会員かつ支援会員：40人） 新規支援会員対象の講習会年2回開催（32人登録） フォローアップ研修会2回、懇談会1回開催
目 標 (平成31年度)	ファミリーサポートセンターを円滑に運営するとともに、支援会員に対する講習会を年3回以上開催し、資質の向上に努めます。

34 放課後児童健全育成事業 (青少年課)

就労などにより日中保護者がいない家庭やひとり親家庭などの児童に対し、放課後や学校休業日に、家庭に代わる生活の場を確保し、児童の健全育成と、保護者の仕事と子育ての両立を図ります。

現 状 (平成25年度)	研修会：1回 （平成25年10月29日実施 テーマ「発達障害の理解について」） 参加者：78人
目 標 (平成31年度)	年1回、放課後児童クラブ指導員や保護者に対して、障がい児についての研修を行います。

4 余暇活動の充実による生活の質の向上

障がい者にとって余暇活動は、楽しむ場であるのはもちろんのこと、障がい者同士あるいは健常者相互の交流を広げ、深める場であるとも言えます。

また、社会とのつながりを持つことにより、本人の意識向上や生活能力向上などのエンパワメントの効果も期待できます。

このため、スポーツやレクリエーション、文化活動等を通じてより多くの社会参加の機会を提供できるよう努めるとともに、生活の質の向上を図ります。

(7) スポーツ・レクリエーション、生涯学習

障がいのある方が、そのライフステージに応じて余暇活動を楽しむことができるよう、スポーツ、レクリエーション、生涯学習などの機会充実に努めます。

また、障がい者が自ら行う学習活動や社会参加の機会を支援します。

35 障がい者スポーツ大会などへの参加支援 (障がい福祉課)

各種障がい者スポーツ大会への参加や、障がい者施設や障がい者団体などが積極的、主体的に行う各種のスポーツ大会を支援します。

現 状 (平成25年度)	県大会参加選手の送迎・随行：計6回 全国大会参加選手の送迎：1回
目 標 (平成31年度)	障がい者のスポーツ活動を支援します。

36 障がい者歩行訓練会〔地域生活支援事業〕 (障がい福祉課)

義肢装着者や視覚障がいがある方の社会参加を促進するため、歩行訓練などを行います。

現 状 (平成25年度)	歩行訓練会：年3回開催
目 標 (平成31年度)	障がい者団体等が実施する障がい者の歩行訓練会を支援します。

37 ふれあいキャンプ (障がい福祉課)

障がいのある子どもの学校休業中の余暇活動支援として、市民・学生ボランティアとの協働により、ふれあいキャンプ(日帰りキャンプ)を実施します。

現 状 (平成25年度)	年3回実施、参加者数：50人(ボランティア含む)
目 標 (平成31年度)	市民・学生ボランティアなどとの協働により、年2回以上実施します。

38 心身障がい児者レクリエーション大会 (障がい福祉課)

障がい者のスポーツ・レクリエーション活動の推進のため、ミニ運動会やニュースポーツの紹介などを行う「心身障がい児者レクリエーション大会」を実施します。

現 状 (平成25年度)	年1回開催、参加者数：864人
目 標 (平成31年度)	障がい者のスポーツ・レクリエーション活動の充実に努めます。

39 当事者自主活動の促進 (障がい福祉課) **【事業内容改定】**

障がい者の社会参加、余暇支援などを一層推進するため、障がい者福祉団体等が行う自主活動の周知を支援し、障がい者及び支援者の学習や交流機会の拡大を図ることにより、自主活動の促進と活性化を図ります。

現 状 (平成25年度)	障がい者福祉団体等が実施する自主活動等を情報提供
目 標 (平成31年度)	障がい者福祉団体等が実施する自主活動の情報提供を行います。

40 多様な学習事業の推進 (中央公民館)

障がい者を含めた市民の学習意欲にこたえるため、公民館において市民大学講座、市民アカデミー、自主事業などの各種講座を開催します。

現 状 (平成25年度)	中央公民館：市民大学講座6講座、市民アカデミー講座6講座、 講演会2事業 地区公民館：高齢者学級25学級、家庭教育学級25学級、児童・生徒地域参加事業25事業、団塊の世代教室4事業、自主事業326事業
目 標 (平成31年度)	公民館において、市民大学講座、市民アカデミー、自主事業などの各種講座を開催し、障がい者を含めた市民が学習に参加する機会を提供します。

41 手話ダンスによる健康づくり事業 (スポーツ課) 【新規】

手話とダンスを掛け合わせた手話ダンスが運動・スポーツのきっかけづくりとなるよう、手話ダンスグループによる公演やワークショップ(体験型講座)を実施します。

目 標 (平成31年度)	ワークショップへの参加者が習得した手話ダンスを地区レク(市民体育レクリエーション地区大会)やイベントなどで披露し広めることで、子どもから高齢者、障がい者までが気軽にできる運動として手話ダンスに取り組みます。(手話ダンスの発表回数：年10回)
-----------------	--

42 平塚市民・大学スポーツ交流フェスタ (スポーツ課) 【新規】

市内に所在する大学(東海大学、神奈川大学)と各種スポーツやニュースポーツを通して交流を図り、生涯スポーツの普及・発展に寄与します。

現 状 (平成25年度)	12月1日 平塚市総合公園内 小学生サッカー教室(参加者：120人) ニュースポーツ体験(参加者：727人) 平塚市ロードレース大会(参加者：273人)
目 標 (平成31年度)	障がいの有無や程度にかかわらずフェスタに参加し、スポーツやレクリエーションを主体的に楽しめるような種目を実施します。

基本目標2 地域生活支援の充実

5 保健福祉施策の推進

障がい者が住み慣れた地域で自立した生活を送るためには、様々な保健福祉サービスを利用することが必要です。また、健康診断等による障がいの予防、早期発見も重要となります。

平成25年度に本市が実施したアンケート調査によると、何らかの介助を必要としている方は、介助を必要としていない方の約2.8倍に上っており、今後も引き続き障害福祉サービスをはじめとする保健福祉施策の必要性が高まってくるものと考えられます。

このため、ライフステージに応じた保健福祉サービスの充実に努めるとともに、サービスの主体的利用に不可欠な相談支援、情報提供の体制強化を推進します。

なお、具体的な障害福祉サービス等の数値目標については、「第3編 障害福祉サービスに関する計画」に掲載しています。

(8) 保健・医療制度の充実

障がいや疾病などの早期発見や保健指導を推進します。また、障がい者に対応した歯科診療体制の充実に努めます。

43 母子健康診査事業 (健康課)

妊婦および乳幼児の疾病や異常の早期発見とともに、疾病などの発生日防や保健指導による育児支援を行います。

現 状 (平成25年度)	妊婦健診受診者：延 25,870 人 (受診率 87.2%)
	乳児健診受診者 4か月児健診：2,058 人 (94.4%)
	8～10か月児健診：2,039 人 (90.2%)
	幼児健診受診者 1歳6か月児健診：2,055 人 (94.8%)
	3歳児健診：2,130 人 (90.2%)
	健診フォロー教室延参加者数：1,631 人

目 標 (平成31年度)	受診率の向上：妊婦健診受診率 95%以上、 1歳6か月健診受診率 94%以上、 3歳児健診受診率 90%以上、未把握者 0% 精密検査や経過観察など、受診後のフォローを充実します。
-----------------	---

44 健康診査事業 (健康課)

がんの早期発見や適切な指導を行うため、各種がん検診を実施します。

現 状 (平成25年度)	各種がん検診受診者:41,743人(受診率 14.1%)
目 標 (平成31年度)	受診者数：38,500人

45 障がい者歯科二次診療 (健康課)

障がい者の歯科診療機会を確保するため、(一社)平塚歯科医師会と協力して、障がい者二次診療所を定期的に実施します。

現 状 (平成25年度)	診療者数:1,088人 回数:週2回(毎週木・土曜日) 場所:平塚市保健センター
目 標 (平成31年度)	障がい者の歯科二次診療を推進します。

(9) 情報提供・相談体制の充実

障がい者が、自らの意思に基づいて自立的に医療・保健・福祉サービスを利用する際には、適切な情報提供や専門的な相談窓口が不可欠なことから、多様な情報提供や相談体制の充実を図ります。

また、アンケート調査などの方法により、障がい者のニーズ把握に努めます。

46 点字広報紙・声の広報紙(録音版)の発行 (秘書広報課)

視覚障がいがある方にも円滑に情報提供ができるよう、広報ひらつかの点字版及び録音版を発行します。

現 状 (平成25年度)	点字広報紙：月2回、声の広報紙：月2回発行
-----------------	-----------------------

目 標 (平成31年度)	点字広報紙を月2回・声の広報紙を月2回発行します。
-----------------	---------------------------

47 きめ細やかな情報提供の推進 (障がい福祉課)

障がい者福祉関連の情報提供について、障がい特性に応じた配慮を行うとともに、庁内各課から発信される情報についても同様の配慮が推進されるよう、働きかけを行います。

現 状 (平成25年度)	計画改定に伴うアンケート調査において、視覚障がい者へ送付したものに音声コード等を貼付 知的障がい者へ送付したものはルビと平易な表現で作成 平成24年9月に嘱託員の手話通訳者を雇用し、各課の窓口業務等に派遣できる旨を周知
目 標 (平成31年度)	障がい福祉課作成の視覚障がい者向けの通知・資料などへの音声コード貼付の推進 障がい福祉課作成の知的障がい者向け通知・資料などの表現の工夫 市主催の講演会などへの手話通訳者配置の推進

48 相談支援事業所の運営〔地域生活支援事業〕 (障がい福祉課)

3か所の相談支援事業所において、障がい者やその家族からの生活などに関する相談に対し、障がい特性に応じたきめ細やかな対応を図り、障害福祉サービスのあっせんや事業所の紹介などを行います。

また、発達障がいや高次脳機能障がいなどの「はざまの障がい」に対応するため、専門の相談員を配置します。

現 状 (平成25年度)	相談件数 (延べ件数) ソーレ平塚生活支援センター (身障) : 3,861 件 サンシティひらつか (知的) : 6,112 件 ほっとステーション平塚 (精神) : 7,345件
目 標 (平成31年度)	相談体制を充実するとともに、サービス提供事業所や関係機関と連携し、きめ細やかな対応を推進します。

49 保健福祉総合相談窓口の充実 (福祉総務課)

市民からの高齢者、障がい者、児童などに関する保健福祉についての相談を総合的に受け、サービスの紹介や関係機関との連絡調整などを行います。

現 状 (平成25年度)	相談件数：1,961件
目 標 (平成31年度)	相談体制を充実し、行政機関、地域の関係機関・団体などとの連携を推進します。

50 障がい福祉相談への支援 (障がい福祉課)

市が委嘱する障がい福祉相談員（平成25年度に県から移管）が、障がい者の更生援護に関する相談を受け、関係機関と連携をとりながら相談・指導を行います。

現 状 (平成25年度)	障がい福祉相談員：19人 相談件数：2,793件 研修の実施：年1回
目 標 (平成31年度)	年2回程度障がい福祉相談員に対する研修を実施するなど、相談員の資質向上に努め、障がい福祉相談を支援します。

51 更生巡回相談への支援 (障がい福祉課)

県が実施する更生巡回相談について、県との協働により相談を受け、必要な支援を行います。

現 状 (平成25年度)	年12回実施（車いす・装具相談12回） 年3回広報ひらつかにて実施を周知
目 標 (平成31年度)	更生巡回相談の実施に向け周知を行います。

52 市民病院における相談援助業務 (退院支援・医療相談室)

市民病院退院支援・医療相談室において、保健・医療分野におけるソーシャルワーカーが、社会福祉の立場から、市民病院の患者・家族などが抱える経済的・心理的・社会的問題などの解決及び調整のため、相談援助業務を行います。

現 状 (平成25年度)	退院支援・医療相談室での医療福祉相談件数：6,360件
目 標 (平成31年度)	関係機関と連携を密にしながら相談援助業務を推進し、障がい者福祉の向上に努めます。

53 ころと命のサポート事業 (福祉総務課)

「悩みをひとりで抱え込まずに相談すること」が自殺を防ぐことにつながるという観点から、相談窓口一覧について幅広く情報提供することで、自殺対策の普及啓発を推進します。

現 状 (平成25年度)	「気づいてくださいころのサイン」(相談窓口案内) 地区民生委員児童委員、全小中学校、高等学校、各種団体等へ配付 研修会、街頭キャンペーン等で配布 病院、薬局、歯科医院、公共施設へ配架 広報ひらつか、ホームページ、FM湘南ナパサ等を活用した広報活動を実施
目 標 (平成31年度)	「市民の皆さんが悩みを相談できる窓口案内」等を活用し、相談窓口等の情報を幅広く提供します。

54 障がい者の自己選択促進 (障がい福祉課)

福祉制度の利用についても自己選択・自己責任が求められるようになったことから、障がい者や家族が、可能な限り自己選択できるよう、的確な情報提供などを行います。

現 状 (平成25年度)	障害者総合支援法の実施による障害福祉サービス等の制度について、障がい者団体、事業者などに対し説明会・研修会、各種制度の見直しを実施し、的確に情報を提供
目 標 (平成31年度)	障がい者団体などからの要請に応じて、職員を派遣し、的確な情報提供を推進します。

55 障がい者福祉ニーズ調査 (障がい福祉課)

保健福祉サービスの展開や地域福祉活動の方向性を検証するため、障がい者福祉施策に関する要望などを調査します。

現 状 (平成25年度)	平成27年度に実施する第3期計画の策定作業に先立ち、対象者から抽出した障がい者2,300人と無作為抽出の20歳以上の健常者600人に対しアンケートを実施 有効回答：障がい者1,338(回答率59.2%)、健常者234(回答率39.0%)
目 標 (平成31年度)	計画の改定時期などにあわせ、障がい者福祉施策に関する要望などを調査し、施策事業の充実に努めます。

56 職員の研修 (福祉総務課)

複雑・多様化する保健福祉相談に専門的に対応するため、職員研修の充実を図ります。

現 状 (平成25年度)	保健福祉研修：基礎研修 11 回、施設見学 1 回、応用研修 7 回
目 標 (平成31年度)	保健福祉研修：基礎研修 12 回、応用研修 6 回

(10) 経済的支援の充実

障がい者が自立した生活を営むことができるよう、各種手当の支給や公共料金の減免など、経済的負担を軽減するための制度の運用を適切に行います。

こうした経済的な支援について、社会経済情勢や国・県による所得保障施策、受給者数の動向などを踏まえ、より効果的・効率的な支援の在り方を検討することとします。

57 障害基礎年金・特別障害給付金の支給 (保険年金課)

日常生活に著しい制限を受ける障がいが生じた方に、関係法令などに基づいて障害基礎年金や特別障害給付金を支給します。

現 状 (平成25年度)	障害基礎年金 (年間) 支給額：1 級障害990, 100円、2 級障害792, 100円 受給者数：3, 301人 特別障害給付金 (月額) 支給額：1 級障害50, 700円、2 級障害40, 560円 受給者数：24人
目 標 (平成31年度)	制度案内冊子などによる周知を推進するとともに、適切な支給を推進します。

58 各種手当の支給（障がい福祉課、こども家庭課）

在宅重度障がい者などの経済的生活の安定のため、関係法令などに基づいて、各種手当を支給します。

現 状 (平成25年度)	障害児福祉手当：月額14,180円、受給者数139人 特別障害者手当：月額26,080円、受給者数164人 経過的福祉手当：月額14,180円、受給者数19人 平塚市心身障害者福祉手当：月額3,000円、受給者数6,379人 特別児童扶養手当：月額33,330円又は50,050円、受給者数389人
目 標 (平成31年度)	制度案内冊子などによる周知を推進するとともに、適切な支給を推進します。

59 重度障がい者医療費の助成（障がい福祉課）

重度障がい者の健康の保持・増進を図るため、医療機関で診療を受ける場合の保険対象医療費の自己負担分について助成します。

現 状 (平成25年度)	助成件数：181,718件
目 標 (平成31年度)	制度案内冊子などによる周知を推進するとともに、適切な給付を推進します。

60 重度障害者住宅設備改良費の助成（障がい福祉課）

重度障がい者が現在住んでいる住宅の設備について、対象となる障がいに応じて適したものに改良する場合、その改修工事費等を助成します。

現 状 (平成25年度)	助成件数：20件
目 標 (平成31年度)	制度案内冊子などによる周知を推進するとともに、適切な給付を推進します。

61 市営住宅への入居の優遇（建築住宅課）

障がい者、高齢者、ひとり親世帯などについて、市営住宅への入居機会が多くなるよう優遇措置を行います。

現 状 (平成25年度)	世帯向けの市営住宅の入居者募集時に優遇枠を設定（合計8戸）
目 標 (平成31年度)	市営住宅の入居者募集時に優遇枠を設定します。

62 市営住宅駐車場利用の優遇及び駐車場使用料の減免（建築住宅課）

障がい者のために利用する自動車などについて、市営住宅駐車場の利用を優遇し、市営住宅駐車場使用料を減免します。

現 状 (平成25年度)	減免件数：30 件
目 標 (平成31年度)	減免規定に基づき、適正な利用優遇及び使用料の減免を実施します。

63 公共下水道使用料の減免制度の周知（下水道経営課）

条例の規定に基づいて、公共下水道使用料の基本使用料金相当額の減免を行います。

現 状 (平成25年度)	市のホームページや料金案内による制度の周知 減免登録者数：身体障がい者 2,595 世帯 知的障がい者 349 世帯 精神障がい者 571 世帯
目 標 (平成31年度)	制度案内冊子などにより周知を推進します。

64 市税の減免制度などの周知（納税課）

法律や条例などの規定に基づき、市税の減免などについて周知を行います。

現 状 (平成25年度)	制度案内冊子などによる制度の周知
目 標 (平成31年度)	市税に関する制度案内の中で、減免制度などの周知を行います。

(11) 社会資源の充実

地域で生活する障がい者のニーズに幅広く対応するためには、身近に多様な社会資源があり、その人らしい生き方ができるよう、支援体制が整備されていることが大切です。

障がい者の社会参加や地域での支え合いの場として大きな役割を果たしている地域活動支援センターや障害福祉サービス事業所に対して、より安定した事業を展開できるよう運営を支援するとともに、障がい者及び支援者のネットワークとなっている障がい者福祉団体等の活動に対して助成を行います。

65 障がい者福祉団体などへの助成 (障がい福祉課)

障がい者福祉団体、原爆被災者の会の健全育成を図るため、団体の活動について助成します。

現 状 (平成25年度)	助成対象：12団体 (障がい者団体連合会及びその加入団体 (10団体)、原爆被災者の会、地域作業所連絡会)
目 標 (平成31年度)	障がい者団体連合会などへ加入している団体へ、適正な助成を推進します。

66 地域作業所移行型地域活動支援センター事業〔地域生活支援事業〕 (障がい福祉課)

障害者地域作業所から移行した地域活動支援センターにおいて、従来の障がい者の地域生活の拠点としての役割を活かし、創作的活動や生産活動、社会との交流などの日中活動を通じて、障がい者が地域において自立した生活を営めるよう支援します。

現 状 (平成25年度)	事業所数：20か所
目 標 (平成31年度)	障がい者の地域生活の拠点となる地域活動支援センターの運営が円滑に行われるようにするため、活動を支援します。

67 障がい者自立支援協議会の運営【地域生活支援事業】 (障がい福祉課)

相談支援事業所を中核とした地域自立支援協議会において、関係機関によるネットワークの構築や、地域社会資源の開発・改善などについて協議・検討を実施し、サービスの向上や地域生活の充実を図ります。

現 状 (平成25年度)	自立支援協議会の開催：3回 障がい別の分科会・計画相談支援分科会及び就労支援検討部会にて 計画相談支援など様々な課題を協議
目 標 (平成31年度)	自立支援協議会において、専門性に応じた部会ごとにネットワークの構築や地域生活の充実を推進します。

基本目標3 暮らしやすい生活環境の拡充

6 福祉のまちづくり

障がい者が自立して生活し、積極的に社会参加していくためには、まち全体を障がい者にとって安全かつ快適に利用できるものにしていくことが必要です。

平成25年度に本市が実施したアンケート調査によると、外出の頻度については、ほぼ毎日の方が約3分の1となっています。また、外出の支援については、同居の家族と外出している方が最も多く、次いで多い介助なし(単独)で外出している方とあわせると大部分を占めています。このことから、安全、快適に外出できる環境を整えることが必要になるものと考えられます。

このため、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)や神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例などの関係法令に基づき、福祉的に配慮されたまちづくりを推進します。

(12) 障がい者にやさしいまちづくりの推進

バリアフリー新法や神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例などの関係法令に加え、平塚市バリアフリー基本構想などの個別計画に基づき、福祉的に配慮された街づくりを推進します。

また、小中学校や市営住宅において障がい者を受け入れられるよう、必要な改修などに努めます。

68 歩道のバリアフリー化事業（道路整備課）

障がい者や高齢者が安心して歩けるように、歩道の段差解消や点字ブロックの整備について、交通バリアフリー基本構想に基づき、関係組織との協議の上、バリアフリー整備工事等に併せて実施します。

現 状 (平成25年度)	整備内容：段差解消 124 箇所、点字ブロック 254.4 m ² 、 道路防護柵 173.0m
目 標 (平成31年度)	点字ブロックの設置など路線延長 2,000m（重点整備地区など） （平塚市バリアフリー基本構想に準じる。）

69 各学校校舎改修事業（教育施設課）

障がい児を含めた児童・生徒及び学校利用者の安全確保と教育環境向上のため、校舎などのバリアフリー化を推進します。

現 状 (平成25年度)	トイレ手すり設置：20校、階段・廊下手すり設置：14校、 スロープ設置：11校、トイレ改修：36校
目 標 (平成31年度)	障がい児の入学などにあわせて、順次必要な改修を実施します。

70 市営住宅整備事業（建築住宅課）

障がい者、高齢者が安心して生活できるよう、1階の階段付近に手すりを設置し、住宅敷地内の段差を解消します。

現 状 (平成25年度)	全市営住宅に階段手すり設置済み 車いす対応住宅内への手すり設置（9戸）
目 標 (平成31年度)	段差への手すり設置などによる修繕を行うことにより、市営住宅 のバリアフリーを進めます。

71 放置自転車等対策事業（交通政策課）

自転車等の放置により、障がいの有無にかかわらず歩行等の妨げとなっていることから、平成22年1月に策定した「平塚駅周辺の駐輪対策について」に基づき、「自転車等駐車場の整備」「放置自転車の撤去徹底」「駐輪マナーの向上」を推進し、放置自転車の解消を図ります。

現 状 (平成25年度)	放置自転車撤去数：5,373台、返還数：3,270台、処分数：1,530台
目 標 (平成31年度)	自転車等駐車を整備し、駐輪を促すとともに、放置自転車の撤去を徹底して歩行者通路の確保を図ります。

(13) 移動・交通対策の推進

障がい者の日常生活上必要な外出や積極的な社会参加を支援するため、移動手段の確保、交通運賃の軽減などを行います。

72 タクシー利用料金の助成 (障がい福祉課)

在宅重度障がい者の社会参加及び生活圏の拡大を進めるため、タクシー利用料金について助成します。

現 状 (平成25年度)	タクシー利用券の交付：32,412枚
目 標 (平成31年度)	制度案内冊子などによる周知を推進します。

73 ノンステップバス推進事業 (交通政策課) 【事業内容改定】

バスを利用する高齢者や障がい者等の移動の利便性や安全性の向上を図るため、ノンステップバスの導入を促進します。

現 状 (平成25年度)	[計画事業改定]
目 標 (平成31年度)	バス事業者がノンステップバスを導入する際に、その費用を補助します。

74 福祉有償運送の適正化・円滑化の推進 (福祉総務課)

障がいなどにより単独で公共交通機関の利用が困難な人の外出を支援するため、NPO法人などが行う福祉有償運送の適正化・円滑化を推進します。

現 状 (平成25年度)	運営協議会：3回開催 新規登録団体：1法人、更新登録団体：1法人 (各市内事業者)
目 標 (平成31年度)	福祉有償運送事業者の適格性を審査するとともに、利用者の利便性・安全性の確保に努めます。

7 災害への対応

障がい者は、災害時における避難行動が困難であるなど、いわゆる「避難行動要支援者」になる可能性が高いものと考えられます。

本市では、平成26年度に「平塚市避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）」を策定しました。この中で、障がい者や高齢者をはじめとする避難行動要支援者について、その支援の必要性に応じた個別計画を作成することとしています。

この計画により、地域との連携を強化するとともに、防災訓練への参加促進などを通じて、障がい者の防災意識向上に努めます。

(14) 災害対策の推進

障がい者を含む避難行動要支援者の支援体制を整えるため、「平塚市避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）」に基づく地域との連携を強化するとともに、急病や交通事故などに備えた施策の充実に努めます。

75 避難行動要支援者登録制度の推進 (災害対策課) 【事業内容改定】

平成26年8月に改訂した「平塚市避難行動要支援者避難支援プラン」に基づき、障がい者をはじめとする避難行動要支援者が地域の中で支援を受けることができるよう避難行動要支援者登録制度の推進を図り、避難行動要支援者名簿を作成し、関係機関と要支援者情報を共有することで、災害発生時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ります。

現 状 (平成25年度)	[計画事業改定]
-----------------	----------

目 標 (平成31年度)	避難行動要支援者登録制度を積極的に周知し、避難行動要支援者の避難支援対策を推進し、個別計画の策定について一層の促進を図ります。
-----------------	---

76 ろうあ者 119 番の設置 (消防総務課)

聴覚障がいのある方などからのファクシミリによる119番通報を継続して運用します。さらに、eメール119番通報システムの導入を視野に入れ検討します。

現 状 (平成25年度)	ホームページ (消防ホームページ) 等による周知を推進 FAX緊急通報件数：0件
目 標 (平成31年度)	ファクシミリによる119番通報の方法を周知します。 さらに、携帯電話やインターネット等の急速な普及に対応するため、eメール119番通報システムの導入について調査及び検討します。

77 交通安全教室の実施 (交通政策課)

生涯にわたる交通安全意識の向上のため、幅広い年齢層を対象とした交通安全教室を開催します。

現 状 (平成25年度)	実施回数：215回、参加者数：19,282人 (うち養護学校 実施回数：4回、参加者数：218人)
目 標 (平成31年度)	交通安全教室の実施により、交通ルールへの順守や交通マナーの向上を図り、障がいの有無にかかわらず、誰もが交通安全を心掛けるような環境づくりを推進します。

第3編 障害福祉サービスに関する計画

【平塚市障がい福祉計画（第4期）】 [案]

[平成27年度～平成29年度]

第1章 推計に関する基本的な考え方

1 推計方法

障害福祉サービス見込量の見直し及び推計に当たっては、障害者総合支援法（以下、「法」という。）や国の基本指針（『平成18年6月26日厚生労働省告示第395号』）などによる推計区分や数値目標を踏まえ、次の方法により推計しました。

1 障害福祉サービス・児童福祉法サービスについては、個別のサービスごとに区分して推計しました。

ただし、基本指針において同一の区分で推計することとされているサービスは、一つにまとめ推計しました。

2 市町村が実施主体となる地域生活支援事業については、実施が義務付けられている事業及び任意に選択できる事業のうち、本市が実施する主な事業について、個別のサービスごとに区分して推計しました。

3 推計単位は、個別のサービスごとに基本指針などで定められている単位とし、サービスの量及び実利用人数は一月当たりのサービス量としました。

ただし、一月当たりのサービス量で表すことが難しいサービスについては、年間のサービス量としました。

2 計画書への記載方法

見込量の記載に当たっては、障害福祉サービス・地域生活支援事業の区分によらず、サービスの性質に着目し、「訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービス、その他のサービス、児童福祉法サービス」により分類しました（※平成26年度実績は、年度途中での推計値であるため、確定値ではありません）。

また、基本指針による次の成果目標についても、関連するサービスの項目で示すこととしました。

基本指針による成果目標

◇ 福祉施設の入所者の地域生活への移行

今後、自立訓練等を利用し、平成 29 年度末における地域生活に移行する者の数値目標を設定する。数値目標の設定に当たっては、平成 25 年度末時点の施設入所者数の 12 パーセント以上が地域生活へ移行するとともに、平成 29 年度末の施設入所者数を平成 25 年度末時点から 4 パーセント以上削減することを基本とし、地域の実情に応じて目標を設定することが望ましい。

◇ 入院中の精神障害者の地域生活への移行

国全体で、1 年以上の長期入院精神障がい者は約 20 万人おり、急性期の患者や入院後の早期の地域移行を目指し、新たな目標を設定した。

平成 29 年度において、入院後 3 か月時点の退院率を 64 パーセント以上にするとともに、入院後 1 年時点の退院率を 91 パーセント以上とし、在院 1 年以上の長期在院者数を平成 24 年 6 月時点の人数から 18 パーセント以上減少させることを目指す。

◇ 地域生活支援拠点等の整備

障がい者の高齢化・重度化や介護者の高齢化、家族介護力の低下・欠如などを見据え、課題に応じてどのような機能をどれだけ整備していくかを、利用者のニーズ、既存の拠点の整備状況等、各地域における個別の状況に応じ、市町村または圏域ごとに少なくとも 1 つを整備することを基本とする。

◇ 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成 29 年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定する。目標の設定に当たっては、平成 24 年度の一般就労への移行実績の 2 倍以上とすることが望ましい。

また、就労移行支援事業の利用者数について、平成 25 年度の利用者数と比較して平成 29 年度末の利用者数が 6 割以上増加を目指し、自市町村の就労移行支援事業所の就労移行率が 3 割以上の事業所が市町村内の事業所全体の 5 割以上を目指す。

◇ 児童発達支援センター等を中核とした地域支援体制の整備

障がいの重度化・重複化や多様化に対応する専門的機能の強化を図った上で、地域における中核支援施設として位置付け、重層的な支援体制の整備を図る。

なお、基本方針に基づき障害福祉計画に盛り込む事項については、「基本指針に規定する障害福祉計画の項目ごとの見込量」により整理しました。

第2章 サービス見込量の推計

1 訪問系サービス

(1) 居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援

在宅の障がい者が居宅時や外出時に、必要となる介護サービス全般をまとめたものです。法ではそれぞれ独立したサービスとされていますが、類似性・共通性があることから、この計画においては便宜上まとめて推計しています。

平成26年度の利用実績は、サービスを利用する障がい者数の増加やサービス提供を行う事業所・支援員の増加により、平成23年度に推計した見込量を上回っています。

今回の見直しに当たっては、平成26年度の利用実績をもとに、障がい者数の動向を踏まえ推計しました。

居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援

区 分	26年度実績	27年度	28年度	29年度
利用見込者数	281人	289人	298人	307人
利用見込時間数	4,945時間	5,093時間	5,246時間	5,403時間

(2) 移動支援

障がい者が外出する際に、目的地までの誘導や安全の確保など必要となる介護を行うサービスです。

視覚障がい者向けのサービスである、同行援護が開始されたこともあり、平成26年度の利用実績は平成23年度に推計した見込量をやや下回っています。

区 分	26年度実績	27年度	28年度	29年度
利用見込者数	157人	159人	160人	162人
利用見込時間数	915時間	924時間	933時間	943時間

(3) 訪問入浴

施設に通所できない重度の障がい者に、入浴車により入浴を提供するサービスです。制度の利用者数は障がいの重度化などを背景に微増傾向にあり、平成26年度の実利用者数は、平成23年度に推計した見込量を上回っています。

今回の見直しに当たっては、平成26年度支給実績をもとに、対象となる障がい者数の動向を踏まえ、推計しました。

区 分	26年度実績	27年度	28年度	29年度
利用見込者数	26人	26人	27人	27人
利用見込回数	121回	125回	129回	133回

2 日中活動系サービス

(1) 総括

本市には、障がい者の日中活動を支援するための社会資源として、法による介護給付・訓練等給付事業所及び地域生活支援事業実施事業所などがあり、多種多様な活動が展開されています。

また、地域作業所や旧法制度の事業所については、介護給付・訓練等給付や地域活動支援センターへの移行が終了し、平成24年度からは全ての事業所が新法体系での運営を開始しています。

今回の見直しに当たっては、平成26年度実績をもとに、対象となる障がい者数の動向などを踏まえ、サービス利用見込者数及び見込量を推計しました。

(2) 生活介護

常時介護を必要とする障がい者を対象に、主に日中に障害者支援施設などで行われる入浴、排泄、食事などの介護サービスです。

平成26年度の利用実績は、サービスを利用する障がい者の増加や施設の新法体系への移行が進んだことなどを要因に、平成23年度に推計した見込量を上回っています。

今回の見直しに当たっては、平成26年度の利用実績をもとに、障がい者数の動向などの要素を踏まえ、推計しました。

区 分	26年度実績	27年度	28年度	29年度
利用見込者数	581人	587人	593人	599人
サービス見込量	10,900人日	11,445人日	12,017人日	12,618人日

注：「人日」とは、一月当たりの利用人数に平均利用日数を乗じた単位。

(3) 自立訓練

自立訓練は、機能訓練と生活訓練から構成されています。

自立訓練（機能訓練）は、身体障がい者が地域生活を営むことができるよう、有期限の支援計画に基づき、身体的リハビリテーションや日常生活に係る訓練などを行うサービスです。

一方、自立訓練（生活訓練）は、知的障がい者・精神障がい者が地域生活を営むことができるよう、有期限の支援計画に基づき、食事や家事などの日常生活能力の向上を支

援するサービスです。

平成 26 年度の利用実績は、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）ともに、平成 23 年度に推計した見込量を上回っています。

今回の見直しに当たっては、平成 26 年度の利用実績をもとに、障がい者数の動向などの要素を踏まえ、推計しました。

区 分	26 年度実績	27 年度	28 年度	29 年度
自立訓練(機能訓練) 利用見込者数	4 人	4 人	4 人	4 人
サービス見込量	53 人日	54 人日	54 人日	55 人日
自立訓練(生活訓練) 利用見込者数	9 人	9 人	9 人	9 人
サービス見込量	173 人日	175 人日	177 人日	179 人日

(4) 就労移行支援

一般就労などを希望する障がい者について、有期限の支援計画に基づき、知識・能力の向上、実習、職場探しなどを通じ、適性に合った職場への就労・定着を支援するサービスです。

景気の上向きや就労意識の高まりなどを背景に、平成 26 年度の利用実績は、平成 23 年度に推計した見込量を上回っています。

今回の見直しに当たっては、平成 26 年度の利用実績をもとに、障がい者数の動向などの要素を踏まえ、推計しました。

区 分	26 年度実績	27 年度	28 年度	29 年度
利用見込者数	49 人	51 人	54 人	57 人
サービス見込量	689 人日	723 人日	759 人日	797 人日

(5) 就労継続支援

就労継続支援は、就労継続支援（A型）と就労継続支援（B型）から構成されています。

就労継続支援（A型）は、一般企業での雇用が困難な障がい者に、雇用契約に基づく福祉的就労の機会を提供するサービスです。

一方、就労継続支援（B型）は、一般企業での雇用が困難な障がい者に、雇用契約に基づかないものの、一定の賃金水準のもとで、就労や生産活動の機会を提供し、能力の向上を図るサービスです。

平成 26 年度の利用実績は、就労継続支援（A型）は、景気の上向きなどを背景に、平

成 23 年度に推計した見込量を上回っており、就労継続支援（B型）も、事業者数及びサービス利用者数の増加から、平成 23 年度に推計した見込量を上回っています。

今回の見直しに当たっては、平成 26 年度の利用実績をもとに、障がい者数の動向などの要素を踏まえ、推計しました。

区 分	26 年度実績	27 年度	28 年度	29 年度
就労継続支援（A型） 利用見込者数	23 人	24 人	24 人	24 人
就労継続支援（A型） サービス見込量	395 人日	399 人日	403 人日	407 人日
就労継続支援（B型） 利用見込者数	375 人	394 人	414 人	435 人
就労継続支援（B型） サービス見込量	5,531 人日	5,808 人日	6,098 人日	6,403 人日

(6) 地域活動支援センター

地域活動支援センターは、障がい者に創作的活動や生産活動の機会を提供するとともに、社会との交流を促進するためのサービスです。

平成 26 年度には、相談支援事業所に併設した 3 か所と、地域作業所から移行した 20 か所が事業を実施しています。

平成 26 年度の利用実績は、利用見込み者数は平成 23 年度に推計した見込量を下回っていますが、サービス見込量は上回っています。

今回の見直しに当たっては、平成 26 年度の支給実績をもとに、障がい者数の動向などを踏まえ、推計しました。

区 分	26 年度実績	27 年度	28 年度	29 年度
設置見込事業所数	23 か所	23 か所	23 か所	23 か所
利用見込者数	419 人	432 人	445 人	458 人
サービス見込量	5,050 人日	5,151 人日	5,254 人日	5,359 人日

(7) 療養介護

病院などで医療を受けながら機能訓練や療養上の管理、看護、医学的管理下での介護や日常生活上の支援を受けるサービスです。

このサービスを利用する方は、筋ジストロフィーにより療養されている方や、重症心身障害児者施設に入所している 18 歳以上の方などです。

平成 24 年 4 月に支給決定が県から市町村に移管されたことなどを要因に、平成 26 年度の支給実績は、平成 23 年度に推計した見込量を上回っています。

区 分	26年度実績	27年度	28年度	29年度
利用見込者数	35人	36人	37人	38人

(8) 日中一時支援（タイムケア事業含む）

障がい者の家族の就労支援や、障がい者を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的に、障がい者の見守りや社会に適応するための日常的な訓練などを行うサービスです。

平成26年度の利用実績は、概ね平成23年度に推計した見込量と同等となっています。

今回の見直しに当たっては、平成26年度の利用実績をもとに障がい者数の動向などの要素を踏まえ、推計しました。

区 分	26年度実績	27年度	28年度	29年度
利用見込者数	97人	99人	102人	105人

3 居住系サービス

(1) 施設入所支援

夜間において、介護が必要な障がい者や、通所することが困難な自立訓練・就労移行支援の利用者に居住の場を提供し、安定した日常生活が営めるよう支援するサービスです。

このサービスを利用するためには、障害支援区分が区分4以上（50歳以上の場合は区分3以上）などの要件があり、現在の入所施設利用者であっても、障害支援区分によっては利用ができなくなることもあるため、これらの要素についても勘案しました。

なお、平成26年3月における施設入所者は256人（平塚市が援護の実施者となる方）ですが、施設の退所者や新たな入所者を勘案すると、平成29年度末時点では6人減少し250人に、減少率は2.3%と見込んでいます。

区 分	26年度実績	27年度	28年度	29年度
施設入所支援 利用見込者数	256人	254人	252人	250人

(2) 共同生活援助

地域生活を営むための居住の場において、夜間に提供されるサービスです。相談や日常生活上の援助、入浴、排泄、食事の介護などの支援を行うサービスです。

平成26年度の利用実績は、平成23年度に推計した見込量をやや下回っています。

今回の見直しに当たっては、今後新たに設置される事業所の見込み等を勘案し、推計しました。

依然として在宅からの利用や身体障がい者の利用ニーズも高くなっており、地域生活

への移行を推進するためのサービスとして、より一層の事業所整備を推進する必要があります。

区 分	26年度実績	27年度	28年度	29年度
利用見込者数	155人	160人	164人	169人

4 その他のサービス

(1) 短期入所

介護者が病気などにより障がい者を介護できないときに、障がい者支援施設などに短期的に入所し、食事や入浴、排泄などの介護を受けるサービスです。

平成26年度の利用実績は、サービスを提供する事業所の充実や利用ニーズの増加、家族介護力の低下などの要因により平成23年度に推計した見込量を大きく上回っています。

今回の見直しに当たっては、平成26年度の利用実績をもとに対象となる障がい者数の動向などを含め、推計しました。

区 分	26年度実績	27年度	28年度	29年度
利用見込者数	239人	243人	253人	263人
サービス見込量	981人日	1,000人日	1,040人日	1,082人日

(2) 相談支援

障がい者の日常生活上の問題や障害福祉サービスの利用方法、賃貸住宅の入居などについて相談に応じるサービスです。

本市では、現在3か所の相談支援事業所を設置しており、障がい特性などに応じたきめ細やかな対応を図ることとしています。

その他に、この3か所の事業所を中核とした地域自立支援協議会を設置し、相談支援事業の評価や関係機関によるネットワーク構築、地域社会資源の開発・改善などについて、協議・検討を実施しています。

区 分	26年度実績	27年度	28年度	29年度
相談支援事業所 設置数	3か所	3か所	3か所	3か所

(3) 指定計画相談支援（サービス利用支援・継続サービス利用支援）

障害福祉サービスを利用しようとする障がい者について、心身の状況・サービス利用に関する意向などを勘案した上で、事業者や関係機関等との連絡調整を行い、「サービス等利用計画」を作成するものです。また、継続サービス利用支援において、支給決定さ

れたサービスが適切であるかのモニタリングを行います。

平成24年4月に、障害福祉サービスを利用する全ての障がい者にサービス利用計画を作成するよう制度が改められたこともあり、平成26年度の利用実績は平成23年度に推計した見込量を上回っています。

平成24年4月時点と比べ、計画を作成する事業所及び相談支援専門員の数も増加しており、今後も作成件数の増加が見込まれます。

区 分	26年度実績	27年度	28年度	29年度
サービス等利用計画 作成見込数	801件	841件	883件	927件

(4) 地域移行支援

障がい者支援施設又は児童福祉施設に入所している障がい者及び精神科病院に入院している精神障がい者を対象に、住居の確保や地域生活に移行するための活動に関する相談を行うサービスです。

施設から地域に移行する障がい者数等を勘案して見込量を推計しました。

区 分	26年度実績	27年度	28年度	29年度
サービス見込量	0件	3件	3件	3件

※年間の実利用者数を推計しました。

(5) 地域定着支援

地域に移行し、居宅において単身で生活している障がい者を対象に、常時の連絡体制を確保し、障がい特性に起因して生じた緊急の事態等に応じるサービスです。

対象者に密着したサービス提供体制が必要で、過去の相談支援の実績等を勘案し、見込量を推計しました。

区 分	26年度実績	27年度	28年度	29年度
サービス見込量	0件	1件	1件	1件

※年間の実利用者数を推計しました。

(6) 意思疎通支援

聴覚障がいがある方などが通院や就職・教育に関する相談、公的手続きを行う場合に、手話通訳者や要約筆記者を派遣するサービスです。

また、平成24年9月から嘱託員の手話通訳者を採用し、庁内の窓口手続きにおける利便性の向上を図っています。

平成26年度の利用実績は、対象者数に変動が少なく、利用回数も一定したものとなっ

ています。

今回の見直しに当たっては、今後の利用に大きな増減がないと考えられるため、平成26年度の実績と同様の数値を見込みました。

区 分	26年度実績	27年度	28年度	29年度
利用見込者数	51人	51人	51人	51人
手話通訳者 設置見込人数	1人	1人	1人	1人

(7) 補装具給付事業

身体障がい者に、障がいのある部分を補うための用具を給付する事業です。

補聴器や装具は、身体障がい者数の増加に比例して支給量が増加するものと見込んでいますが、車いすや歩行補助杖など支給対象者の相当数が介護保険の被保険者と考えられる用具は、新たな支給対象者の多くが介護保険による給付となることから、大きな増減はないものと見込まれます。

区 分	26年度実績	27年度	28年度	29年度
義 肢	38件	43件	48件	53件
装 具	250件	275件	303件	333件
車 い す	194件	204件	214件	225件
歩行補助つえ	10件	11件	11件	12件
義 眼	0件	3件	3件	3件
盲人安全つえ	28件	29件	31件	32件
補 聴 器	160件	176件	194件	213件
そ の 他	70件	81件	93件	106件
合 計	750件	821件	895件	977件

注：年間の給付見込件数を記載しました。

(8) 日常生活用具給付事業

主に身体障がい者に、日常生活を送る上で利便性が向上するための用具を給付するサービスです。

介護・訓練支援用具及び自立支援生活支援用具については、支給対象者の相当数が介護保険の被保険者と考えられる用具が多く、介護保険による給付が優先されることから、支給量は減少していくものと見込まれます。

いずれの用具についても、障害者自立支援法での給付が始まった平成 18 年度給付分が、徐々に耐用年数を経過していくことなどから、支給量の増加が見込まれます。

排泄管理支援用具については、対象となる障がい者数が増加していることから、給付件数は増加していくものと見込まれます。

区 分	26 年度実績	27 年度	28 年度	29 年度
介護・訓練支援用具	28 件	27 件	26 件	26 件
自立生活支援用具	64 件	67 件	71 件	74 件
在宅療養等支援用具	26 件	27 件	28 件	28 件
情報・意思疎通支援用具	40 件	41 件	42 件	44 件
排泄管理支援用具	6,156 件	6,710 件	7,314 件	7,972 件
合 計	6,314 件	6,872 件	7,481 件	8,144 件

注：年間の給付見込件数を記載しました。

排泄管理支援用具は、1 人につき 1 か月分の給付を 1 件としました。

(9) 障がい者就労支援強化事業

障害者福祉施設などへ入通所している障がい者の一般就労と就労の継続を促進するため、一般就労した障がい者や就労後も継続してサポートを行う事業所に対し、助成金を給付する事業です。

国の基本指針では、福祉施設からの一般就労者数を平成 24 年度の意向実績の 2 倍以上とすることを目標としており、訓練等給付の効果的活用や相談支援事業所の機能強化、公共職業安定所との連携などによる多様な就労支援により、基本指針による目標達成をめざします。

景気の上向きや障がい者の法定雇用率の引上げ等の要因もあり、平成 26 年度実績は、7 人が一般就労に結び付き、給付金の支給を受けました。今後の見込みについては、周知・啓発の徹底などにより活用の促進を図ることとし、緩やかな増加傾向を見込みました。

区 分	26 年度実績	27 年度	28 年度	29 年度
障害者福祉施設利用者の一般就労目標数値	—	22 人	25 人	32 人
一時給付金給付見込者数	7 人	9 人	10 人	10 人
継続支援実施事業所数	1 か所	4 か所	4 か所	5 か所

(10) 社会参加促進事業

視覚障がいのある方や肢体不自由の方を対象に歩行訓練会を開催するとともに、自動車改造や運転免許の取得に必要な費用を助成する事業です。

いずれの事業も、比較的安定した件数で推移しているため、現在と同様の数値を見込みました。

区 分	26年度実績	27年度	28年度	29年度
歩行訓練会 開催見込回数	3回	3回	3回	3回
自動車改造費用 助成見込件数	4件	7件	7件	7件
運転免許取得費用 助成見込件数	0件	3件	3件	3件

注：年間の開催見込回数・助成見込件数を記載しました。

5 児童福祉法サービス

(1) 児童発達支援

心身の発達に気がかりな点や何らかの課題、遅れ、障がいのある子どもに療育活動を行うサービスです。

対象者の増減が少ないため、平成27年度以降は平成26年度と同等の利用を見込みました。また、医療型児童発達支援の利用者は現状見込まれません。

区 分	26年度実績	27年度	28年度	29年度
利用見込者数	120人	120人	120人	120人
サービス見込量	1,000人日	1,000人日	1,000人日	1,000人日
医療型				
利用見込者数	0人	0人	0人	0人
サービス見込量	0人日	0人日	0人日	0人日

(2) 放課後等デイサービス

放課後や長期休暇中において、生活能力向上のための訓練や各種プログラム、レクリエーションを提供することにより、障がい児の自立を促進するとともに、放課後の居場所づくりを行うサービスです。

サービス見込量は、平成26年度の利用実績と対象者数を勘案し、緩やかな増加傾向を見込みました。

区 分	26 年度実績	27 年度	28 年度	29 年度
利用見込者数	320 人	340 人	350 人	360 人
サービス見込量	3,200 人日	3,400 人日	3,500 人日	3,600 人日

(3) 保育所等訪問支援

児童指導員や保育士が保育所などを訪問し、障がい児や保育所などのスタッフに対し、集団生活に適応するための専門的な支援を行います。

サービス見込量は、平成 26 年度の利用実績と対象者数を勘案し、緩やかな増加傾向を見込みました。

区 分	26 年度実績	27 年度	28 年度	29 年度
利用見込者数	20 人	23 人	24 人	25 人
サービス見込量	40 人日	46 人日	48 人日	50 人日

(4) 障害児相談支援

サービスを利用する障がい児に対し、心身の状況・サービス利用に関する意向などを勘案した上で、事業者や関係機関等との連絡調整を行い、「障害児支援利用計画」の作成及びモニタリングを行うサービスです。

国の指針で、全ての支給決定者に計画を作成することになっているため、平成 27 年度の見込みは全ての支給決定者の人数を想定し、その後は新規決定者の増分を見込みました。

区 分	26 年度実績	27 年度	28 年度	29 年度
障害児支援利用計画作成見込数	360 件	440 件	450 件	460 件

6 基本指針の項目ごとの見込量

(1) 成果目標

<施設入所者の地域生活への移行>

国の指針では、平成 29 年度末時点での地域移行する者の割合を、平成 25 年度末時点の施設入所者の 12%以上と設定しています。

神奈川県では、人口 10 万人当たりの施設入所者数は全国最小であり、国の指針をそのまま適用するのは著しく困難な状況にあります。

平塚市においても、障がいの重度化や家族の高齢化、介護力の低下等の要因により、近年は施設入所者数の減少が膠着状態にあり、今後もその傾向は続くと考えられます。また、虐待ケースの対応による入所もあり、国の指針をそのまま適用するのは困難な状況にあります。

今後の減少見込については、国の基本に留意しつつ、グループホームの整備等を勘案し、本市の実情に応じた数値目標を設定しました。

区 分	数 値	備 考
平成 25 年度の施設入所者数	256 人	平成 26 年 3 月 31 日現在
地域生活移行者数	10 人 (3.9%)	平成 29 年度末までの地域生活移行者数
新たな施設入所者数	4 人	平成 29 年度末までの施設への新規入所者数
平成 29 年度末の入所者数	250 人	平成 29 年度末における施設入所者数
入所者減少見込	6 人 (2.3%)	

<入院中の精神障がい者の地域生活への移行>

入院している精神障がい者が退院する場合には、様々なケースが考えられ、行政が関与していない場合も多くあります。ここでは、平成 24 年 4 月から障害者総合支援法に基づく自立支援給付として制度化された「地域移行支援」の見込量を参考に、数値目標を設定しました。

区 分	数 値	備 考
平成 29 年度までに退院する精神障がい者数	3 人	

<地域生活支援拠点等の整備>

地域生活支援拠点等の整備については、平成 29 年度を目途に、1 か所以上を整備します。

国の指針に示されている、障がい者及び介護者の高齢化、家族介護力の低下・欠如などを見据え、緊急時のサービス利用や相談機能を有した拠点を整備します。整備にあたっては、湘南西部福祉圏域で実施している「障害福祉サービス等地域拠点事業所配置事業」や「障害保健福祉圏域地域生活ナビゲーションセンター」の活用も視野に入れ、平塚市の委託相談支援事業所及び近隣市町村と連携し、実施します。

<福祉施設の利用者の一般就労への移行>

福祉施設から一般就労への移行者数

区 分	数 値	備 考
平成 24 年度の年間一般就労者数	16 人	平成 24 年度実績
平成 29 年度の年間一般就労者数	32 人	

就労移行支援事業の利用者数

区 分	数 値	備 考
平成 25 年度末の就労移行支援事業の利用者数	36 人	
平成 29 年度末の就労移行支援事業の利用者数	57 人	

事業所の就労移行率

区 分	数 値	備 考
平成 25 年度末の就労移行率 3 割以上の就労移行支援事業所の率	33%	
平成 29 年度末の就労移行率 3 割以上の就労移行支援事業所の率	100%	

<児童発達支援センター等を中核とした地域支援体制の整備>

財政状況や外部委託等が困難な状況から、現状（1 か所）のままを予定しています。今後は、既存施設の機能強化により、地域における支援体制の整備を図っていきます。

保育所等訪問支援は、公設事業所にて実施しており、今後も継続を予定しています。

障害児相談支援については、現在 10 事業所が実施しており、対象者全員が相談支援を受けら

れるよう各事業所と調整を行っていきます。

(2) 障害福祉サービスの見込量

<介護給付・訓練等給付・地域相談支援給付>

区 分	26 年度 実績	27 年度	28 年度	29 年度
居宅介護・重度訪問介護・同行援 護・行動援護・重度障害者等包括支 援	281 人	289 人	298 人	307 人
	4,945 時間	5,093 時間	5,246 時間	5,403 時間
生活介護	581 人	587 人	593 人	599 人
	10,900 人日	11,445 人日	12,017 人日	12,618 人日
自立訓練（機能訓練）	4 人	4 人	4 人	4 人
	53 人日	54 人日	54 人日	55 人日
自立訓練（生活訓練）	9 人	9 人	9 人	9 人
	173 人日	175 人日	177 人日	179 人日
就労移行支援	49 人	51 人	54 人	57 人
	689 人日	723 人日	759 人日	797 人日
就労継続支援（A型）	23 人	24 人	24 人	24 人
	395 人日	399 人日	403 人日	407 人日
就労継続支援（B型）	375 人	394 人	414 人	435 人
	5,531 人日	5,808 人日	6,098 人日	6,403 人日
療養介護	35 人	36 人	37 人	38 人
短期入所	239 人	243 人	253 人	263 人
	981 人日	1,000 人日	1,040 人日	1,082 人日
共同生活援助	155 人	160 人	164 人	169 人
施設入所支援	256 人	254 人	252 人	250 人
計画相談支援	801 件	841 件	883 件	927 件
地域移行支援	0 件	3 件	3 件	3 件
地域定着支援	0 件	1 件	1 件	1 件

<地域生活支援事業>

区 分	26年度実績	27年度	28年度	29年度
相談支援事業	3か所	3か所	3か所	3か所
意思疎通支援事業				
利用見込者数	51人	51人	51人	51人
手話通訳者設置見込人数	1人	1人	1人	1人
日常生活用具給付事業	6,314件	6,872件	7,481件	8,144件
介護・訓練支援用具	28件	27件	26件	26件
自立生活支援用具	64件	67件	71件	74件
在宅療養等支援用具	26件	27件	28件	28件
情報・意思疎通支援用具	40件	41件	42件	44件
排泄管理支援用具	6,156件	6,710件	7,314件	7,972件
移動支援				
利用見込時間数	157人	159人	160人	162人
利用見込者数	915時間	924時間	933時間	943時間
地域活動支援センター				
設置見込箇所数	23か所	23か所	23か所	23か所
利用見込者数	419人	432人	445人	458人
サービス見込量	5,050人日	5,151人日	5,254人日	5,359人日
訪問入浴				
利用見込者数	26人	26人	27人	27人
利用見込回数	121回	125回	129回	133回
日中一時支援	97人	99人	102人	105人
障がい者就労支援強化事業				
一時給付金給付見込者数	7人	9人	10人	10人
継続支援実施事業所数	1か所	4か所	4か所	5か所
社会参加促進事業				
歩行訓練会	3回	3回	3回	3回
自動車改造費用助成	4件	7件	7件	7件
運転免許取得費用助成	0件	3件	3件	3件

<児童福祉法サービス>

区 分	26年度 実績	27年度	28年度	29年度
児童発達支援（医療型含む）	120人	120人	120人	120人
	1,000人日	1,000人日	1,000人日	1,000人日
放課後等デイサービス	320人	340人	350人	360人
	3,200人日	3,400人日	3,500人日	3,600人日
保育所等訪問支援	20人	23人	24人	25人
	40人日	46人日	48人日	50人日
障害児相談支援	360人	440人	450人	460人

第4編 計画の推進

第1章 目標への対応

第2編「障がい者福祉施策の推進」における障がい者福祉推進のための施策事業や、第3編「障害福祉サービスに関する計画」における各種障害福祉サービスについては、それぞれ施策事業の目標やサービスの見込量を設定しています。

この目標や見込量は、この計画の基本理念である「障がいのある人もない人も、ともにいきいきと生活するまちづくり」を達成するための手段であり、着実な事業実施や財源の確保などのための方策が必要となります。

そこで、この計画を着実に推進するため、次の事項を計画に位置付け、事業推進に取り組むこととします。

1 地域生活を支えるサービスの充実

現在、自宅などで暮らしている障がい者が、継続して地域で自立した生活を営むためには、障がい者のニーズや障がい特性、ライフステージに応じた多様な支援メニューが存在し、サービスが効果的かつ適切に提供されることが大切です。

また、障害者総合支援法の制定により、障がい者福祉施策は「施設・病院から地域での自立した生活へ」という方向性がより明確になっており、地域生活へ移行する障がい者は確実に増加しています。

しかし、障がい者が望む地域生活は、障がい特性や置かれている環境などにより極めて多様であり、ニーズに対応した地域生活を提供するためには、「どのように地域生活を支援していくか、地域生活への移行を進めていくか」など、障がい者に分かりやすい形で支援手法を示したうえで、その人らしい暮らしを選択していただく必要があると考えています。

これら地域生活を支えるための様々な課題に対応するため、平成19年3月に設置した「障がい者自立支援協議会」などにおいて、具体的な事例を集約し、効果的な支援手法を検討し、実施しています。

支援手法と並んで、家族などの疾病や一時的休養に対応し、安心して地域で暮らすために不可欠なものとして、訪問系サービスや短期入所、日中一時支援などのサービス提供基盤の充実が挙げられます。

そのためには、多様な事業者の参入や、事業の拡充を促進させることも必要と考えています。

多様な事業者の参入は、サービス利用者の選択の幅を広げる効果もあり、サービス

の質の向上も期待できますが、より良いサービス提供を促進するために、「障がい者自立支援協議会」などを活用した事業者間ネットワークの構築・強化を実施することとします。

また、住まいの場として地域生活のために必要となるものがグループホームです。(ケアホームは、平成26年4月にグループホームへ一元化されました。)

現在、約150の方がグループホームで支援を受けながら生活していますが、障がい者数の増加とあわせ、施設に入所している方や精神科病院に入院している方が地域生活に移行するためのニーズが増加しています。

ニーズに対応したグループホームが整備され、利用が促進されるためには、整備に係る費用助成や障がい者の自己負担の軽減などの施策が有効と考え、平成21年度から、グループホームに係る家賃助成制度を実施しています。

なお、重症心身障がいや遷延性意識障がいなど最重度の障がいがある方を支援するサービスの提供基盤については、平塚市を含む湘南西部福祉圏域において「障害福祉サービス等地域拠点事業所配置事業」を実施し、支援の充実に努めています。

障がいの軽重にかかわらず、障がい者が望む地域生活を実現することが重要であり、最重度の障がい者であっても地域で暮らすことができるような支援体制を検討します。

2 就労を支援するサービスの充実

地域生活を支えるサービスの充実が必要であることと同時に、障がい者の適性と能力に応じた就労形態が選択できるよう、多様な就労支援のメニューが必要です。

現在、障害者総合支援法における自立訓練、就労移行支援、就労継続支援のサービスにより、個々の障がい者に応じた多様な就労支援が実施されており、地域活動支援センターにおいても就労に向けた支援や就労の場の提供が行われています。

これら就労を支援する社会資源が持つ特徴を生かし、より多くの障がい者に就労の道を開くために、障がい者の意向、障がい特性、生活状況、就業歴に応じた適切なサービスの利用を選択することが大切です。

そのためには、利用を希望するサービスが確保され、かつ目的に合った良質のサービスが提供されるよう、サービス提供状況を把握し、不足するサービスについては事業者働きかけを行うとともに、一般就労への意識を高めるため、障がい者就労支援強化事業を推進します。

また、公共職業安定所や特別支援学校、就労援助センターなどとのネットワークを確立し、実効性のある就労援助策を検討するとともに、各種労働施策の活用を促進し

ます。

3 効果的・効率的な財源配分

本市における障がい者の人口は毎年増加傾向にあり、今後も同じような基調で推移するものと考えています。

したがって、障がいがあることを事由とした様々な給付や助成、障害者総合支援法による障害福祉サービスの給付費などの障がい福祉関係経費も、障がい者数やニーズの増加に比例して増加していくものと推測しています。

また、障がい者の地域生活を支える基盤整備や就労の促進策など、検討していくべき施策も多く残されており、そのために必要となる財源の確保が課題となっています。

しかしながら、本市が平成26年2月に公表した「財政状況の見通し試算」において、平成27年度に財源対策を講じない場合、24億円以上の収入不足が見込まれており、収支見込みは非常に厳しいものになると予想されます。

現在の日本経済は、最近の急激な円安の進行や海外景気の下振れ懸念など、景気を下押しするリスクが存在しています。こうした中、本市の平成27年度一般会計予算の見通しについては、歳入では景気の下振れリスクを加味すると、減少するものと試算しています。一方、歳出では、人口減少や少子高齢化の進展に伴う扶助費等の社会保障関係、その他経常経費のさらなる増加を考慮すると、平成27年度一般会計予算も財源不足が見込まれます。

このような状況に対応するには、積極的な財源の確保や徹底した事務事業の見直しを進めるとともに、限られた財源の中で最大限の効果を生み出すための効果的・効果的な行財政運営が必要となってきます。

これらのことから、障がい福祉関係経費についても、事業実施効果を検証し、障がい者の生活への影響に配慮しながら適時適切な見直しを行い、効果的かつ効率的な財源配分を行う必要があると考えています。

4 市民協働による障がい者支援

本市においても、少子高齢化や核家族化は確実に進んでおり、障がい者の高齢化が加速し、単身世帯も増加するものと考えられます。

そのような中、住み慣れたまちで、安心して自立した生活を送るためには、行政や障害福祉サービスの提供事業者のみならず、地域に住む人々が、支え合いの心を持ち、それぞれの立場で自主的、主体的な障がい者支援を行うことが望まれます。

そのため、障がい者を社会の一員として理解し、地域福祉の心を育むための教育や普及啓発、支え合う仕組みとしての町内福祉村等の機能向上に力を入れていきます。

また、障がい者を支えるまちづくりには、行政だけでなく、障がい者、家族、支援者、市民など様々な立場の人たちが知恵を出し合い、市民協働の意識をもって主体的に取り組むことが大切です。

この計画に位置付けた施策事業については、可能な限り障がい者、家族、ボランティアなどの主体的な事業参画を推進することとしています。

5 国・県への働きかけ

障害者総合支援法の制定以降、障害福祉サービスの提供主体が市町村に一元化されるなど、障がい者福祉における市町村の役割はこれまで以上に重要なものとなってきています。

しかし、一方で法により事業の枠組みや財源負担などが決められているものや、広域的な視点から国や都道府県が対応、調整すべき課題など、市町村の独自の政策判断と財源をもって対応することが困難なものもあると考えています。

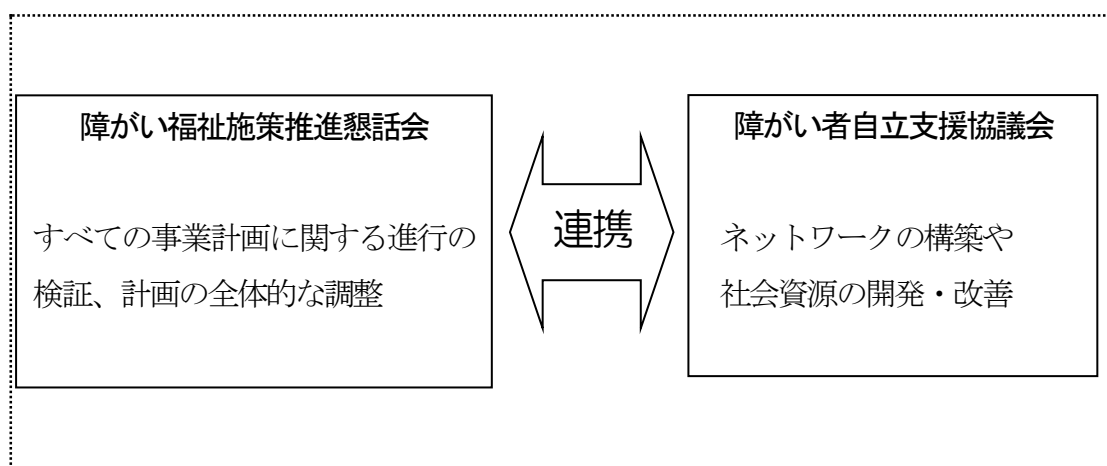
現在、国では、障害者基本計画の策定又は変更に当たって調査審議や意見具申を行うとともに、計画の実施状況について監視や勧告を行うための機関として、内閣府に「障害者政策委員会」が設置されています。ここでの動向に注視しつつ、国・県の支援が必要である課題については、施策の充実や財源基盤の強化、さらには抜本的な制度の見直しなどについて、障がい者やサービス提供事業者の声が届きやすい基礎自治体として、積極的に要望をしていきます。

第2章 推進体制と見直し

1 推進体制と進行管理

障がい者福祉施策は福祉、保健、医療、教育、権利擁護、就労、まちづくり、防災などの広範囲な分野にわたることから、この計画に掲げた事業の実施にあたっては、福祉部及び健康・子ども部が中心となって、関係部課と連携を図りながら、総合的に取り組むこととします。

また、この計画に掲げた施策の進行管理は、障害者総合支援法の規定により設置される「平塚市障がい者自立支援協議会」との連携を図りつつ、計画の全体的な調整とあわせて「障がい福祉施策推進懇話会」で行います。



2 後継計画の策定

この計画は、平成31年度までを計画期間としています。この計画の後継計画は、社会経済情勢や国・県の制度改正、さらには障がい者のニーズの変化などを踏まえ、平成31年度中に策定し、平成32年度から実施するものとしますが、法改正の内容によっては、計画期間途中での対応が必要となることも想定されます。

また、この計画のうち「市町村障害福祉計画」に相当する部分については、障害者総合支援法に基づき、平成29年度までとなっています。新たな法制度の検討やサービス体系の見直しなどがあった場合、それらを勘案し、平成29年度中に後継計画の策定を行います。

資 料 編

P79	計画策定の経過	
P80-P81	平塚市障がい福祉施策推進懇話会	要綱
P82	平塚市障がい福祉施策推進懇話会	構成員
P83-P90 (予定)	用語解説	
P91	障がい者に関するマーク	

用語解説

【変更・追加（検討）】

- 災害時要援護者 ⇒ 避難行動要支援者
 - 障害者自立支援法 ⇒ 障害者総合支援法
 - 障がい者制度改革推進本部（廃止） ⇒ 障害者政策委員会
 - 障害程度区分 ⇒ 障害支援区分
 - 障害福祉相談員 ⇒ 障がい福祉相談員
 - 自閉症スペクトラム
 - 障害者虐待防止法
 - 障害者差別解消法
 - 障害者優先調達推進法
-

あ行

園内療育

地域の幼稚園、保育所などにおいて、発達に支援の必要な子どもに対し、適切な療育支援を行うこと。療育支援のための小グループを園内に設置するなどの方法が考えられる。

音声コード

紙に掲載された文字情報（墨字情報）をデジタルに変換する二次元シンボル。専用の読取機を使って、音声・点字・テキストで出力することができる。

か行

介護給付

日常生活全般に一定程度の介助が必要な方が利用するサービス（ホームヘルパーの派遣など）の総称。

学習障がい（LD）

読む、聞く、話す、書く、推理する、計算するなどの能力を取得することが著しく困難な状況

を特徴とする、発達障がいの一つ。生まれつきの中枢神経の働きに、何らかの問題があることが原因と考えられている。全般的な発達の遅れではなく、個人内の諸能力の発達における偏りであるという特色がある。

訓練等給付

日常生活における自立度が比較的高い方を対象に、企業への就労支援や、福祉的就労の場を提供するサービスなどの総称。

高機能自閉症・アスペルガー症候群

自閉性の障がいのうち、知的障がいを伴わない（一般的にはIQ70以上）ことを特徴とする発達障がいを高機能自閉症やアスペルガー症候群（言語障がいは無いが、視覚認知・空間認知力に問題を生じる）と呼ぶ。「高機能」というのは知能指数が高いという意味であるが、平均より知能指数が高いとは限らず、知的障がいとの境界域の場合もあれば、平均をはるかに上回る場合もある。

さ行

サービス利用計画

障がい者の心身の状況、その置かれている環境、障害福祉サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案し、利用する障害福祉サービスの種類及び内容などを定めた計画のこと。

災害時要援護者 ⇒ 避難行動要支援者

災害が発生した場合、安全な場所への避難や、避難場所での生活において大きな困難が生じ、周囲の支援を必要とする方のこと。具体的には、高齢者、障がい者、病弱者、外国籍の方、乳幼児や妊婦などが挙げられる。

児童相談所

児童福祉法に基づき都道府県などが設置する機関で、ケースワーカーや心理判定員、医師などの職員が常駐し、子どもに関する各種の相談に応じるほか、調整、診断、判定を行い、それに基づいて子どもや保護者などに対して必要な助言指導や心理治療、カウンセリング、児童福祉施設入通所の決定、里親の認定などを行っている。

自閉症

言葉の遅れ、社会性の獲得や対人関係構築の困難性、常同的行動、環境変化に対する過剰反応などを特徴とする発達障がいの一つ。現在では、先天的な脳の機能障がいと考えられている。知的障がいを伴う場合と伴わない場合があり、知的障がいを伴わない自閉症を「高機能自閉症」や「アスペルガー症候群」と呼ぶこともある。

社会資源

障がい者も含めた、あらゆる人々の生活のニーズや、問題の解決ために活用することのできる各種の施設、制度、機関、知識や技術などの物的、人的資源の総称。

重症心身障がい

重度の知的障がいと、重度の肢体不自由が重複している状態のこと。児童福祉法による行政上の支援を行うための定義である。

日常生活のすべてに介助が必要であり、気管切開やたん吸引などの医療的ケアを必要とする方も多い。

障害者権利条約

あらゆる障害のある人の尊厳と権利を保障するための、国際人権法に基づく人権条約。平成22年12月現在の批准国は96カ国だが、日本は批准していない。

障害者更生相談所

身体障害者福祉法、知的障害者福祉法に基づき都道府県などが設置する機関で、医師や心理判定員、ケースワーカーなどの専門職を置き、福祉事務所と協力しながら、特に専門的な知識と技術を要する相談、指導にあたる。また、身体障害者手帳交付や補装具の適合判定などを行い、必要に応じ巡回相談も行っている。神奈川県では「総合療育相談センター」の名称で呼ばれる。

障害者支援施設

障がい者のうち施設入所が必要な方を対象に、施設における入所支援を提供するとともに、日中活動系のサービスを行う施設のこと。

障害者自立支援法 ⇒ 障害者総合支援法

障がい者の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、これまでの障がい種別ごとに異なる法律に基づいて提供されてきた福祉サービス、医療費の公費負担、補装具などについて、共通の制度により一元的に提供する仕組みを定めた法律。平成 17 年 11 月に公布され、18 年 10 月に完全施行された。

障がい者制度改革推進本部（廃止） ⇒ 障害者政策委員会

障害者権利条約の締結に必要な国内法の整備を始めとする我が国の障害者制度の集中的な改革を行うため、平成 21 年 12 月に閣議決定により内閣府に設置された。

「障がい者制度改革推進会議」により様々な検討を実施している。

障害者福祉計画

障害者基本法に基づき、障がい者に対する医療、保健、教育、就労、まちづくり、防災、福祉などの総合的な施策を推進するため、施策を体系化するとともに、推進の方策を立てる計画のこと。市町村と都道府県に策定が義務付けられている。

障害程度区分 ⇒ 障害支援区分

障害福祉サービスの必要性を明らかにするため、障がい者などの心身の状態を総合的に示すもので、認定調査を踏まえ、市町村の審査会が行う審査に基づき認定される区分のこと。区分は「1」から「6」までの6段階に分かれる。

障害福祉計画

障害者自立支援法に基づき、障がい者に対する福祉サービスの充実を図るため、障害福祉サービス・相談支援などの将来的な見込量や、その見込量を確保するための方策を立てる計画のこと。市町村と都道府県に策定が義務付けられている。

障害福祉サービス

介護給付と訓練等給付のほか、自立支援医療や補装具費給付などの総称。

障害福祉相談員 ⇒ 障がい福祉相談員

障がい者やその家族などからの相談に応じ、福祉事務所などの関係機関との連携のもとに必要な

な支援を行う相談員のこと。障がい者とその家族および福祉に熱意のある方が、県知事から委嘱される。

自立支援医療

障がい者が、その心身の障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療を給付すること。身体障がい者を対象とした「育成医療」「更生医療」と、精神科へ通院している方を対象とした「精神通院医療」がある。

自立支援協議会

障がい者の地域生活移行や就労支援などを推進するため、障害者自立支援法の規定に基づいて都道府県・市町村が設置する協議会のこと。委員は障がい者のほか、福祉、保健、医療、教育、労働などの分野から選出され、障害福祉計画の進行管理など、障がい者の地域生活や就労を推進する施策事業を協議する。

ストマ（ストーマ）

便や尿を排泄するために腹壁に造設された人工的な排泄孔のこと。人工肛門、人工ぼうこうとも呼ばれる。ストマから排泄される便や尿を受けるための用具などのことを「ストマ用装具」、ストマが造設されている方のことを「オストメイト」と呼ぶ。

精神保健福祉センター

精神保健福祉法に基づき都道府県が設置する機関で、精神障害者保健福祉手帳および自立支援医療（精神通院医療）に関する審査や交付などの事務を行っている。また、精神保健福祉に関する専門的機関として、地域の保健所や関係機関の職員を対象とする研修を行うなど、地域精神保健福祉向上のための活動をしている。

成年後見制度

自己決定を行うために必要な判断能力が不十分な成年者の権利を保護するため、条件を満たした場合に本人の行為能力を制限するとともに、本人に代わって法律行為を行い、または本人による法律行為を支援する方を選任する制度のこと。裁判所の審判による「法定後見」と、本人の判断能力が十分なうちに候補者と契約をしておく「任意後見」とがある。

せんえんせい 遷延性意識障がい

交通事故、脳出血などの原因により、日本脳神経外科学会の定める項目（自力での移動、摂食が不可能なことなど6項目）が3か月以上継続している状態のこと。

いわゆる「脳死状態」とは異なり、自発呼吸があり、脳波も現れるほか、適切な医療や看護、介護があれば回復の可能性もあるとされている。

た行

地域生活支援事業

市町村又は都道府県が実施主体となる事業で、障がい者の地域における自立支援のための事業（相談支援、移動支援、日常生活用具給付、手話通訳者などの派遣、地域活動支援センターなど）の総称。事業内容については、地域の実情に応じて柔軟な取組みが認められている。

地域福祉権利擁護事業

障がい者や高齢者など、自己決定を行うために必要な判断能力が十分でない方の日常生活における困りごとの相談に応じるほか、福祉サービスの利用に対する援助や、日常的な金銭管理の支援を行う事業のこと。

注意欠陥・多動性障がい（AD／HD）

注意欠陥、多動性、衝動性を症状の特徴とする発達障がいの一つ。その症状により様々なタイプがあるが、注意力を維持したり、様々な情報をまとめたりすることが苦手な場合が多い。

町内福祉村

障がい者を含めた地域住民が、身近な生活支援やふれあい、交流などの「地域における支えあい」を実践するための活動拠点のこと。同様の取組みがなされている自治体もあるが、平塚市においては「町内福祉村」と呼んでいる。

特別支援学校

障がい児教育を行う学校（養護学校、盲学校、ろう学校）の呼称。学校教育法の改正により、平成19年4月から障がい児教育を行う学校は、すべて障がいの種類を越えて、「特別支援学校」という呼称に統一されている。

は行

発達障がい

一般的に、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥・多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢のうちに発現するものの総称。乳児期から幼児期にかけて様々な原因が影響し、発達の「遅れ」や質的な「歪み」、能力獲得の困難さが生じる特徴がある。

発達障害者支援法

自閉症、アスペルガー症候群、注意欠陥・多動性障がい、学習障がいなどの発達障がいのある方に対する支援などについて定めた法律のこと。「発達障害者支援センター」の設立など、発達障がい者に対する支援システムの確立を目指している。平成 17 年 4 月 1 日施行。

バリアフリー

障がい者や高齢者などが社会生活に参加する上で支障となる物理的、精神的なバリアを取り除くための施策などのこと。もともとは建築用語として登場した言葉であるが、近年では心理的バリアについても含める考えが一般的となっている。

バリアフリー新法

障がい者や高齢者等の円滑な移動及び建築物等の施設の円滑な利用の確保に関する施策を総合的に推進することを目的とした法律。

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の通称

ファミリーサポートセンター

子どもを持つ人が安心とゆとりをもって子育てが出来るよう、「育児の援助を受けたい方」と「援助を行いたい方」を組織化し、相互援助活動（有償制）の橋渡しをするシステムのこと。保育所、幼稚園などへの子どもの送迎や、子育て中における臨時的、突発的な事情のために必要な援助などを提供する。

福祉ショップ

障がい者をはじめとする、福祉的支援を必要とする方の就労と社会参加のために、障がい者団体などの福祉当事者団体が設置する売店などのこと。

福祉有償運送

NPO法人や社会福祉法人などの非営利法人が、介護を必要とする障がい者や高齢者、公共交通機関を利用して移動することが困難な方を対象に、通院・通所・余暇支援などを目的に有償（低額）で行う送迎サービスのこと。

放課後児童クラブ

保護者が就労などの理由により昼間家庭にいない世帯の小学生（概ね10歳未満の児童）を対象に、放課後活動の場を提供し、保護者の就労を支援するとともに、子どもの健全な育成を図る事業のこと。正式には「放課後児童健全育成事業」という。

ま行

民生委員・児童委員

民生委員法、児童福祉法の規定に基づき、都道府県知事が委嘱する相談援助員のこと。社会奉仕の精神により、常に住民の立場になって相談に応じ、必要な援助を行う。交通費などの実費は支給されるが、無報酬である。

や行

ユニバーサルデザイン

文化、言語、年齢、障がいの有無などを問わずに、誰もが利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）のこと。

ら行

ライフステージ

年齢ともなって変化する生活段階や生活状況のこと。幼年期、児童期、青年期、壮年期、老年期などの段階に分け、一般的には6～7年ごとに変化するといわれているが、各年代はそれぞれ

れ独立しているわけではなく、明確な区分点の定義もない。

療育

発達に何らかの支援が必要な子どもとその保護者を対象に、医療、保健、福祉など様々な側面から相談に応じ、子どもの発達を最大限に引き出す支援を行うこと。